付議案第 46 号

令和７年度教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書について

上記の付議案を提出する。

令和８年８月７日

福岡市教育委員会

教育長　下川　祥二

理由

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第１項の規定に基づき、令和７年度の教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第２条第１項第７号の規定により付議するものである。

令和７年度教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書

令和７年度教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書については、別紙のとおりである。

令和７年度
教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書

令和８年９月

福岡市教育委員会

目　次

Ⅰ　点検・評価の概要 …… 1

Ⅱ　福岡市教育委員会について …… 3

Ⅲ　教育委員会の活動状況 …… 4

Ⅳ　施策の点検・評価 …… 5

1　確かな学力の育成 …… 6

2　豊かな心の育成 …… 14

3　健やかな体の育成 …… 19

4　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 …… 22

5　教員の確保及び資質・能力の向上 …… 31

6　教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり …… 35

7　安全・安心に学ぶことができる環境の整備 …… 38

8　学校と家庭・地域等の連携強化及び家庭・地域等における教育の支援 …… 42

9　社会教育における人権教育の推進 …… 46

10　図書館事業の充実 …… 47

11　放課後等における居場所の充実 …… 49

Ⅴ　学識経験者による意見 …… 51

（参考資料）令和７年度　教育委員会会議付議案等一覧 …… 58

（参考資料）用語解説 …… 62

Ⅰ　点検・評価の概要

１　点検・評価とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 26 条の規定により、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくため、各教育委員会は、毎年、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされている。

この報告書は、同法の規定に基づき、令和７年度の福岡市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して議会へ報告するものである。

２　点検・評価の対象

（１）対象範囲

地教行法第 21 条に規定する教育委員会の職務権限に属する事務及び地方自治法第 180 条の２の規定に基づき市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務を対象とする。

ただし、文化財の保護や美術館・アジア美術館・博物館の管理運営に関することなど、市長事務部局が補助執行している事務は除く。

（２）対象施策

「第３次福岡市教育振興基本計画」に掲載している８の施策と、「社会教育における人権教育の推進」「図書館事業の充実」「放課後等における居場所の充実」を対象とする。

１	確かな学力の向上
２	豊かな心の育成
３	健やかな体の育成
４	多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
５	教員の確保及び資質・能力の向上
６	教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり
７	安全・安心に学ぶことができる環境の整備
８	学校と家庭・地域等の連携強化及び家庭・地域等における教育の支援
９	社会教育における人権教育の推進
１０	図書館事業の充実
１１	放課後等における居場所の充実

３　施策の推進に関する分析について

各施策の推進の状況については、施策ごとに定めた指標（施策１～８については『「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況』、施策９～11 は『指標の状況』）に基づき分析を行う。

また、これに加えて、より多面的な分析を行うため、小学校５年生と中学校２年生（特別支援学校にあっては、小学部５年生と中学部２年生）の児童生徒の保護者に対して実施したアンケート調査の結果などを補完指標として活用することとする。

【参考】「保護者からの評価（アンケート）」の調査方法について

（１）実施時期　令和８年２月 16 日～３月 10 日

（２）調査方法　学校を通じ、調査対象保護者宛てに、アンケートへの協力依頼文書を配布。文書には二次元コード等を印字しており、スマートフォン等でアクセス可能とし、web 上のアンケートフォームより回答を依頼。

（３）調査対象　福岡市立学校の保護者　約 6,500 名

小学校	146 校（５年生のうち１クラス）
中学校	70 校（２年生のうち１クラス）
特別支援学校	７校（小学部５年生・中学部２年生）

（４）調査内容　「１　確かな学力の育成」など８の施策について、満足度や取組状況についての考えを問う調査。

（５）回 答 数　1,832

【参考】「第３次福岡市教育振興基本計画」について

（１）「第３次福岡市教育振興基本計画」の策定

教育基本法第 17　条第１項において、国は教育の振興に関する施策についての基本的な計画を定めることが規定されている。これを受けて、平成 20 年７月には、教育分野における国の初めての総合計画である「教育振興基本計画」が策定され、令和５年に第４期教育振興基本計画が策定された。

また、同条第２項において、「地方公共団体は、前項の計画（※国の計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定されている。

福岡市では、平成 21 年６月に市の教育振興基本計画として「新しいふくおかの教育計画」を、令和元年６月に「第２次福岡市教育振興基本計画」を策定し、取組みを進めてきたが、計画期間の終了に伴い、令和７年５月に、これからの福岡市の教育が進むべき方向性を示す指針として「第３次福岡市教育振興基本計画」（計画期間：令和７年度から令和 11 年度まで）を策定した。

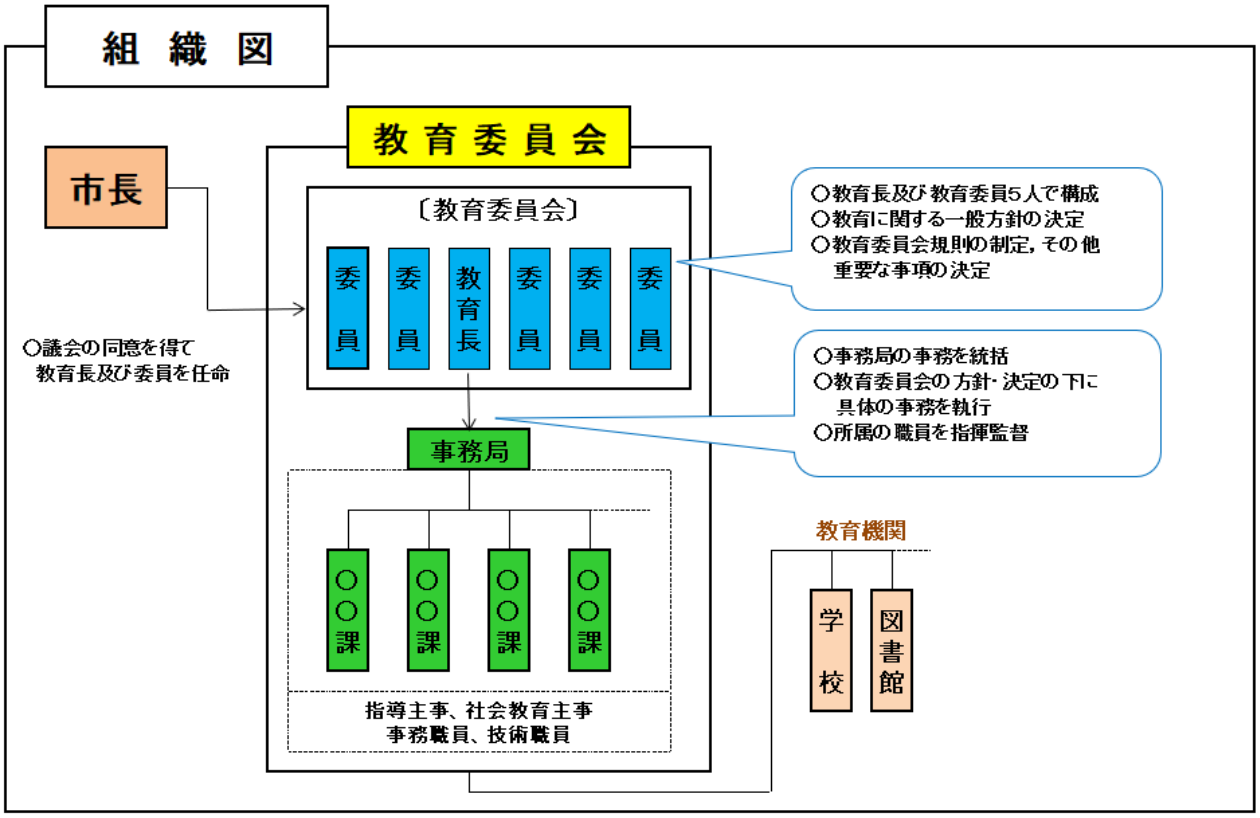


（２）基本的な考え方

「第３次福岡市教育振興基本計画」では、目指す人間像として「自分の可能性を信じ、様々な変化や困難に主体的に向き合い、他者と力を合わせ、豊かな人生やよりよい社会を切り拓く人」を掲げるとともに、この人間像に向かって成長するために身に付けてほしい力として、「自ら学ぶ力」「他者と協働する力」「未来をつくる力」を定めている。

また、子どもたちがこれらの力を身に付けていくために、「子どもを主体とした学びの推進」、「多様な教育ニーズへの対応」、「教員の資質・意欲の向上」、「安全・安心な教育環境の整備」、「地域連携の推進・家庭教育の支援」を基本方針として位置づけ、計画推進にあたっての共通の視点として、「Well-being（ウェルビーイング）[1]」と「ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）」を掲げている。

Ⅱ　福岡市教育委員会について



【 教育委員会制度の意義 】

①政治的中立性の確保
②継続性、安定性の確保
③地域住民の意向の反映

【 教育委員会制度の特性 】

①首長からの独立性
②合議制
③住民による意思決定

【 教育長及び教育長及び教育委員 】（令和７年度在職）

職　名	氏　名	任　期
教育長	下川　祥二	R7. 4. 1～R10. 3.31
委員（教育長職務代理者）	原　志津子	R4. 7. 7～R 8. 7. 6 (H30. 7. 7～R4. 7. 6)
委員（教育長職務代理者）	武部　愛子	R5. 4. 1～R 9. 3.31 (H31. 4. 1～R5. 3.31)
委員（教育長職務代理者）	徳成　晃隆	R6.12.28～R10.12.27 (R2.12.28～R6.12.27)
委員（教育長職務代理者）	沖田　由香	R6. 9.12～R10. 9.11
委員（教育長職務代理者）	谷口　倫一郎	R7. 4. 2～R11. 4. 1

Ⅲ　教育委員会の活動状況

１　教育委員会の活動状況

（１）教育委員会会議

教育委員会会議は、毎月１回以上開催し、付議案及び懸案事項などの審議を行い、教育行政の方針等を決定している。

【 令和７年度開催状況等 】

① 開催回数：21 回

② 付議等件数：福岡市の教育行政の基本的な事項についての審議 ……67 件
その他案件の協議等 ……47 件

③ 主な付議、協議・報告案件
- 議会の議決を経るべき議案に関することについて
- 教科用図書について
- 附属機関委員の人事について
- 令和７年度福岡市教育委員会表彰について
- 令和６年度教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書について
- 令和８年度教育委員会の予算要求の概要について
- 令和８年度教育委員会の組織編成案の概要について
- 令和７年度全国学力・学習状況調査の結果について
- 「問題行動・不登校等に関する調査」の結果と取組みについて
- 第３次福岡市教育振興基本計画について

（２）福岡市総合教育会議の開催状況

福岡市総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、教育行政の推進を図るために設置されている。

【 開催状況 】

日時：令和７年 10 月 27 日（月）　11:20 ～ 12:00

場所：福岡市立清水高等学園

議事：協議事項
① 学校給食の質向上について
② 学校の働き方改革について

※ 開会前に「授業（作業学習）」を視察（約 15 分）

（３）その他の活動状況

教育委員は、教育委員会会議以外にも、教育現場の状況等を把握するため様々な活動を行っている。

【 活動状況 】

① 学校訪問
② いじめゼロサミット等の各種行事への参加
③ 市立学校の校長会との意見交換会
④ 指定都市教育委員会協議会等の会議への出席
⑤ 市議会の本会議及び常任委員会への出席

Ⅳ　施策の点検・評価

１　総括

令和７年度においては、新たに策定した「第３次福岡市教育振興基本計画」等に基づき、子どもたちの確かな学力の育成や多様な教育ニーズへの対応、教員が子どもと向き合いチームとして対応できる環境づくりなどに取り組んだ。

このうち、確かな学力の育成については、子どもを主体とした学びを推進するためのモデル校における取組みや、データ連携基盤の構築、令和９年度の学科改編等による市立高校の魅力化及び高専設置に向けた検討などを行った。

多様な教育ニーズへの対応については、４月に百道松原中学校及び城浜高等学園の開校、教育支援員や学校生活支援員の配置拡充、特別支援学級の大幅増などを行った。

教員が子どもと向き合いチームとして対応できる環境づくりについては、これまでの成果と課題も踏まえた第２次働き方改革推進プログラムの策定（R8.３策定）に取り組むとともに、部活動指導員[2]や教頭マネジメント支援員[3]など多様なスタッフの配置の充実や、クラウド型校務支援システム[4]の構築、専門コンサルタントを活用した学校の業務改善支援などに取り組んだ。

このほか、令和７年度は学校給食費の無償化や民間プール等活用の本格実施への移行、学校体育館への空調整備などに取り組んだ。その他の主な取組みについては、施策ごとに詳細に後述する。

「第３次福岡市教育振興基本計画」に基づく指標である児童生徒が「学校に行くのは楽しいと思う」については、令和６年度と比較して、肯定的な回答の割合が特に中学校３年生で増加している一方で、教職員が「日々の仕事に喜びや楽しみを感じているか」については、肯定的な回答の割合が令和６年度を大きく下回る結果となった。この背景としては、本設問は仕事への意欲や使命感だけでなく、日々の感情的な充実感を測るものであるが、令和７年度に本調査の対象や実施時期を７月から 11 月に変更したことで、学校行事等が集中し業務負担等が大きくなりやすい繁忙期での回答となったことが影響を与えた可能性がある。いずれにしても Well-being 向上の視点から、特に教職員については、チーム学校や働き方改革をさらに推進し、指標の改善に努めていく必要がある。

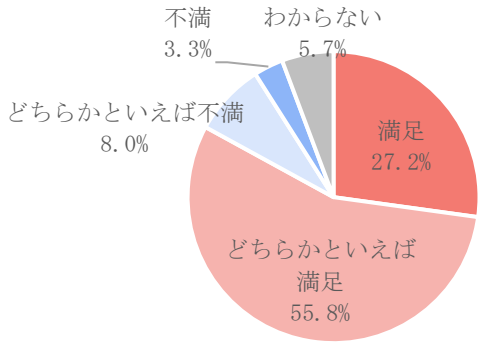
令和７年度においては、各施策の進捗状況の把握を補完するものとして、小学校５年生と中学校２年生、及び特別支援学校の小学部５年生と中学部２年生の児童生徒の保護者に対してアンケート調査を行った。「学校の教育活動について全体的に満足しているか」について肯定的な回答の割合が 83%となっているほか、各施策に係るアンケート 12 項目のうち８項目で、肯定的回答の割合が 70%を超えている。今後も各施策における課題を踏まえつつ、着実な推進に取り組んでいく必要がある。

「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況

	指標		初期値（R6）	R7	目標値（R11）
①	「学校に行くのは楽しいと思う」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査[5]）	小６児童	86.1%	87.0%	増加
		中３生徒	86.4%	88.6%	増加
②	「あなたは、日々の仕事に、喜びや楽しみを感じていますか」という設問に対し、「はい」と回答した、教職員の割合（福岡市教育委員会調査）	教職員	74.9%	66.2%	増加

保護者からの評価（保護者へのアンケート調査結果）

『学校の教育活動について全体的に満足しているか』



1　確かな学力の育成

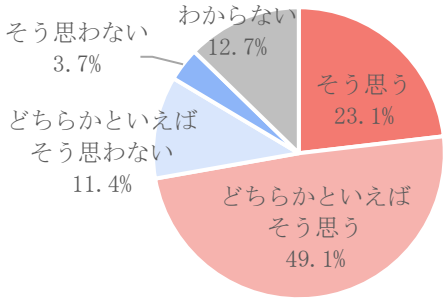
子どもが、自ら問いや目標を持ち、自ら考え、判断・行動し、その結果や過程を振り返るという学びを通して、自分らしい生き方につなげていくことができる資質・能力等の育成を図る。

「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況

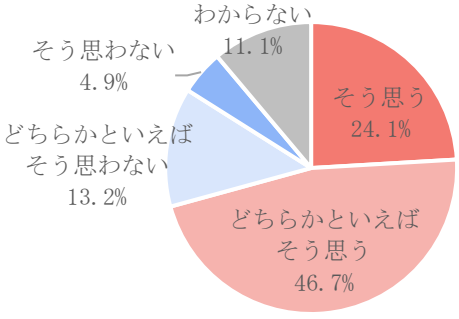
	指標		初期値（R6）	R7	目標値（R11）
①	「国語・算数（数学）の授業の内容がよくわかるか」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小６児童	83.2%	79.2%	85.0%
		中３生徒	78.5%	72.6%	83.0%
②	「５年生（中学校２年生）までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたか」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小６児童	80.3%	79.4%	86.0%
		中３生徒	80.8%	79.8%	87.0%
③	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査[6]）	小５児童	80.2%	82.4%	85.0%
		中２生徒	87.5%	86.4%	90.0%
④	「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小６児童	83.0%	83.2%	84.0%
		中３生徒	70.4%	70.7%	74.0%
⑤	「もっと英語で自分の言いたいことを相手に伝えたり、相手の言いたいことを理解したりできるようになりたい」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合（生活習慣・学習定着度調査）	小４児童	85.4%	84.8%	増加
⑥	英検３級相当以上の中学校３年生の割合（福岡市教育委員会調査）	中３生徒	65.9%	65.6%	72.0%
⑦	「高校での学びは、進路選択に役立っていると思いますか」という設問に対し、「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した生徒の割合（福岡市教育委員会調査）	高１～高３生徒	94.2%	93.7%	増加

補完指標（保護者へのアンケート調査結果）

学校や教育委員会は『子ども一人ひとりの主体性を引き出すための取組み』を進めているか。



学校や教育委員会は『子どもが自身の将来について考えることにつながる取組み』を進めているか。



指標・補完指標の分析

指標①「授業の内容がよくわかる」については、肯定的回答の割合が小中学校ともに令和６年度を下回っており、その要因としては、現在、福岡市の教育が、子ども自身により深く考えることを求める授業（学び）への転換に取り組んでいることなどが影響している可能性がある。なお、市独自で再度11月に調査したところでは、同一年度においては数値が上昇（小６：79.2%→81.0%、中３：72.6%→79.9%）しているところであり、目標達成に向けて、児童生徒が学習内容の理解を実感できる授業づくりや学習内容の定着のための更なる取組みを推進していく。指標②「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ」については、肯定的回答の割合が小学校６年生では令和６年度と同水準となっており、中学校３年生では令和６年度を下回っている。引き続き、自律的に学ぶ力を養うための更なる取組みが必要である。指標③「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」は、肯定的回答の割合が、小学校５年生は令和６年度を上回っており、中学校２年生は令和６年度を下回ったが高い数字を維持することができている。指標④「将来の夢や目標を持っている」では、肯定的回答の割合が小中学校ともに令和６年度と同程度となっている。指標⑤「児童の外国語に関する意欲」の肯定的回答の割合及び指標⑥「英検３級相当以上の中学校３年生の割合」は、令和６年度と同程度となっている。今後も言語活動の充実を図り、英語力向上の取組みの一層の充実を図っていく。指標⑦「高校での学びは進路選択に役立っている」については、令和６年度と同程度で、高い数値を維持することができている。今後も教科横断的な学びやインターンシップ、キャリア探究等を通して、キャリア教育の充実を図っていく。

保護者からの評価については、「子ども一人ひとりの主体性を引き出すための取組み」の肯定回答の割合が約72%となっている。「子どもが自身の将来について考えることにつながる取組み」の肯定的回答の割合は約71%となっている。

今後も、子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出すため教師の役割を整理し、学習者主体の授業づくり等、児童生徒一人ひとりの課題に応じた学力向上の取組みの一層の充実を図っていく。

令和７年度の主な取組み

●子どもを主体とした学びの推進事業

実施内容 ・ 成果	○「子どもが主体の授業」を実現するために、本事業では、子どもが自ら考え、判断し、行動し、結果や過程を振り返る「自律的に学ぶ力」を育んでいく。 ○「自律的な学びを実現する教育活動について」をテーマに、10校の研究指定校で各校の実情に応じた研究を実施。研究は令和８年度までの２年間実施。 ○自律的に学ぶ力の実現のために、全教員対象の研修や担当者研修会を実施。３月に実施した担当者研修会では、各研究指定校の研究成果や課題の中間発表を行った。 ○令和７年末の実施状況調査では、全ての学校において、様々な形態で「自律的な学び」に取り組んでいることを確認。「自律的な学び」の考えが教員に広がり、子どもが自ら考え、対話しながら学ぶ授業づくりが福岡市の全校で進みつつある。
課題	○全ての学校において子どもを主体とした学びの転換に取り組んでいるものの、学校によって、自律的な学びの考え方の定着や授業内容への落とし込みの度合いに差が生じていることから、各教科の授業内容の工夫事例を横展開するなどにより、全ての学校における自律的な学びの実践をより一層推進していく必要がある。
今後の 取組み	○研究発表会や研修などの成果や課題を、先生応援サイトを通して多くの学校へ共有するとともに、自律的な学びの実現に向け、各教科の授業改善を引き続き推進していく。

●学習指導員の配置

実施内容・成果

○学習内容の定着が不十分な児童生徒などに、ティーム・ティーチング指導等を行う学習指導員を各学校の実情に応じて配置し、児童生徒の学びを保障し、１人ひとりの学習内容の理解と定着を推進。

＜配置内容＞

配置人数	223名（１校当たり１～２名）
配置校数	小学校　125／146校　　中学校　55／70校
活動期間	令和７年４月～令和８年３月 ※一人当たり400時間目安（週10時間×年間40週）

＜専門スタッフの活用状況に関するアンケートの結果より（Ｒ８年１月実施）＞

質問項目	小学校		中学校	
	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ６	Ｒ７
児童生徒の学習内容の理解と定着に効果がある	99.2%	100.0%	91.2%	93.3%
児童生徒の学習意欲の向上に効果がある	99.2%	97.6%	93.0%	91.1%
児童生徒の学習習慣の確立に効果がある	93.2%	88.8%	68.4%	75.6%
ﾃｨｰﾑ･ﾃｨｰﾁﾝｸﾞによる指導で授業を円滑に行う効果がある	94.7%	95.2%	93.0%	88.9%

※表の数値は、いずれの質問も４つ選択肢のうち「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した肯定的回答の合計。

課題

○児童生徒への個別の指導がより一層行えるように、学習指導員の効果的な活用を検討する必要がある。

今後の取組み

○学習指導員を活かしたティーム・ティーチング指導を効果的に実施している取組み事例を横展開するなど、配置効果を高める取組みを推進する。

●学力パワーアップ総合推進事業

実施内容・成果

○全ての小中学校において学力向上のための指導内容の改善点をまとめた資料を策定し、検証改善サイクルに基づいた実効性のある学力向上の取組みを実施。

○学校担当主事は、学力向上のための指導資料を活用し、学校訪問の機会に指導を実施。

○全ての小中学校において、自律的な学びの時間（個に応じた適切な補充学習）を時間割の中に位置付けて補充学習や発展学習を実施しつつ、小学校において個別指導が必要な児童を対象に、学習習慣の定着と学習意欲の向上を目的とした放課後の補充学習「ふれあい学び舎事業[7]」を実施。

区分	指標の内容等		Ｒ６	Ｒ７
活動の指標	学力向上に向けた検証改善サイクルを確立している小中学校の割合（学力向上に係る取組状況調査）	目標	100.0%	100.0%
		実績	100.0%	100.0%
	補充学習の推進に取り組んでいる小中学校の割合（学力向上に係る取組状況調査）	目標	100.0%	100.0%
		実績	100.0%	100.0%
成果の指標	「授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合（小５、中２）	目標	―	90.0%
		実績	―	小５　89.9%
				中２　90.2%

○「ふれあい学び舎事業は、児童の学習習慣の定着と学習意欲の向上において効果がある」と回答した教員は９割を超えている。

課題	○児童生徒が主体的に考える学習活動が増える中で、学習内容の整理や振り返りを通して理解を実感できる授業づくりをさらに進める必要がある。
今後の取組み	○児童生徒が自ら考え行動し、結果や過程を振り返る自律的な学びの実現のため、各学校が自校の課題を明確にし、授業改善の取組みを進めていくことが可能となるよう、指導資料の内容の充実を図るとともに、学校担当指導主事による指導助言を通して、学力の向上を図る。 ○学力向上や授業改善につながる全教員研修会を実施する。 ○学習内容の整理や振り返りなど、一人ひとりに応じた指導等のためのＩＣＴ活用を推進する。 ○すべての小中学校において、学力課題に応じた補充学習や発展学習を時間割の中に位置付けて実施する。 ○小学校において、個別指導が必要な児童を対象に、学習習慣の定着と学習意欲の向上を目的とした放課後の補充学習「ふれあい学び舎事業」を拡充し実施する。

●教育データ連携基盤の構築

実施内容・成果	○学習面や生活面などの様々な教育データを収集・蓄積し可視化することで、子どもの変化にいち早く気づき適切な支援を行うとともに、データ分析により客観的な根拠に基づく教育施策の立案を可能とするための教育データ連携基盤の構築に向けて、以下の内容を実施した。 ・クラウドサービスを活用した教育データ連携基盤の構築に着手し、教育データを収集・蓄積する仕組みを構築。 ・収集した様々な既存データを一元的に可視化するダッシュボードや、児童生徒の心身の健康観察や授業理解度を振り返る機能などを搭載。 ＜機能等＞

項　目	内　　容
基盤機能	既存システムからデータを収集、蓄積する基盤
ダッシュボード機能	既存の教育データを一元的に可視化
データ分析機能	データの関係性等を分析してグラフ等で可視化
振り返り機能	児童生徒が心身の健康状態や授業理解度を教員へフィードバック

	・令和８年度に試行・検証を行う一部校を募集・選定（小学校７校、中学校６校、特別支援学校１校）し、当該校への説明会や操作研修を実施。
課題	○学校現場が、その機能を適切かつ効果的に活用し、教育の質の向上につなげられるようにする必要がある。
今後の取組み	○教員や管理職に向けた操作研修や活用研修を実施することで、機能の理解度を高め、活用を推進する。 ○一部校での試行結果を検証することにより、学校現場の意見を反映した機能の改善や、学校の実情を踏まえた柔軟な運用を行う。

●教育情報ネットワークの再構築

実施内容・成果	○学校のネットワークは、校務を行うためのネットワークと、授業や授業準備で活用する学習系ネットワークを運用していたが、小・中・特別支援学校において、両ネットワークを統合・再構築した。 ○データ連携基盤及びクラウド型校務支援システムを構築するために必要となる、高セキュリティなネットワーク基盤を整備。 ○教員が使用する校務系端末と指導者用端末を統合し、ロケーションフリーで柔軟な働き方を可能とした。
課題	○セキュリティと操作性のバランスについて、高いセキュリティ水準を維持しつつ、学校の運用実態も踏まえながら高い操作性確保していく必要がある。

今後の取組み	○教育情報ネットワーク基盤の再構築に伴い学校業務に生じる影響を早期に把握し、委託先と連携し恒久的な改善を継続して図る。

●ＧＩＧＡスクール構想[8]推進事業

実施内容・成果	○GIGA スクール構想に基づき大型提示装置、アクセスポイント等の ICT 環境を整備。小・中・特別支援学校に整備している１人１台端末[9]を更新。 ○１人１台端末の修理対応に係る学校現場の業務負荷を低減させるため、一定数の予備端末を含めてリースするとともに、学校の保有端末状況を可視化することで、端末が不足した際に速やかに予備機を提供できる仕組みを構築・運用した。 ○１人１台端末等の運用に係るヘルプデスク機能や、ネットワーク障害に対する現地対応業務を担う GIGA スクール運営支援センターを設置し、ネットワーク障害への対応の迅速化を図った。 ○全教員に対し１人１台端末の活用状況に関するアンケートを実施し、活用状況等を共有するとともに、授業や家庭学習における有効な活用事例を各学校に展開。 ○授業や家庭学習を行う際に有用なアプリケーションやインターネットサイトを各学校に紹介し、１人１台端末の活用を促進。 ○児童生徒一人ひとりの学習状況や理解度に応じた課題提示や即時的なフィードバックのために、各学校において AI ドリル[10]や学習者用デジタル教科書などのデジタル教材を活用した。 ○一人ひとりの考えを可視化・即時共有し、互いの意見を基にした話合いや意見交換など考えを深め合う学習活動を行うために、各学校において授業支援システムや協働学習用デジタルツール等のウェブアプリケーションを活用した。 ・週３回以上授業において１人１台端末を活用している児童生徒の割合 小学校 81.9%（全国 84.8%）　中学校 78.3%（全国 82.8%） ○長期欠席児童生徒の状況の報告書作成の際のデータ抽出・集計方法など、ICT の効果的な活用方法を学校に紹介することで、学校現場の事務改善を進めた。 ○これからのデジタル社会において必要不可欠な ICT を活用する能力を育成する取組として、福岡市の小・中・特別支援学校の児童生徒を対象とした福岡市教育 ICT コンテスト（プレゼン及びタイピングのコンテスト）を実施。 ○各学校において、学級活動や各教科、ICT 活用の場面などを通じて、月１回の情報モラル教育を継続して実施。
課題	○授業で１人１台端末を活用している児童生徒の割合が低い学校に対して、端末の効果的な活用事例を紹介する必要がある。 ○自宅での家庭学習などにも使用の範囲が広がってきたことを踏まえ、使用に関するルールや情報モラルの指導がさらに必要である。
今後の取組み	○毎月、各学校の活用状況を確認できるようにするとともに、学校のニーズに合った活用事例を定期的に紹介していく。 ○情報モラルについては、関連するコンテンツを学校に紹介するとともに、保護者への啓発強化のために「家庭で１人１台端末を使用する際のルール作り」の参考となるリーフレットを作成配布する。

●アントレプレナーシップ[11]教育

実施内容 ・ 成果	○「チャレンジマインド育成事業」 ＜小学校＞ ・各界著名人による「ゆめナビ授業」を委託業者と連携して10校で実施。 ・職業探究プログラム（動画活用授業）を全校で実施。 ＜中学校＞ ・未来を切り拓くワークショップ（動画活用授業）を福岡きぼう中学校（夜間中学校）・百道松原中学校（学びの多様化学校[12]）を除く全校で実施。 ○「ふくおか立志応援文庫」 ・全小中学校の学校図書館に専用コーナーを設置し、立志に関連する書籍・資料を配備。 ・ゆめナビ授業やゲストティーチャーによる講話などの事前・事後学習用図書として活用。 ○動画活用授業後に実施した教員アンケートにおいて、小学校98.0%、中学校92.5%が「児童生徒は、自分の将来に夢や希望をもち、新しいことにチャレンジしていく意欲を持つことができた。」と回答した。また、児童生徒アンケートにおいて、小学校83.6%、中学校81.9%が「難しいことでも失敗を恐れず挑戦しようと思う」と回答した。 ○動画活用授業により、各学校において時期に縛られることなく、計画的にアントレプレナーシップ教育を実施することができた。
課題	○小中学校を通した９年間でチャレンジ精神を身に付けるための、系統的かつ継続的な教育課程の編成と教育内容の工夫・改善を図る必要がある。 ○実社会におけるヒト・モノ・コトとの出会いを通して学びを深める機会を増やすなど、事業の目的を達成できる仕組みづくりが必要である。
今後の 取組み	○小中で連携して取り組むことができるよう、全小中学校の担当者を対象とした説明会を開催し、授業案やワークシートなどの活用方法や各校種の好事例などを共有する。 ○学習に活用できる企業等の情報を集約し、児童生徒による職業情報の収集や、教員による出前授業の選定等を支援する仕組みを検討する。

●職場体験学習事業

実施内容 ・ 成果	○全中学校において、学校や地域の状況に応じて期間を設定し、２年生を中心に職場体験学習を実施。 ○関係機関と連携し、職場開拓や広報・啓発活動等を支援。 ○「職場体験学習は生徒の勤労観・職業観の育成に成果があった」と回答した教員は95.9%であった。
課題	○生徒一人ひとりの興味や関心などに応じた主体的な活動となるよう、実施方法などについて引き続き検討が必要。 ○今後、継続的に実施できるよう、また、生徒の興味の広がりを考慮して、今後も新たな受入先を開拓することが必要。
今後の 取組み	○生徒の勤労観・職業観の育成のために、新たな受入先の確保に向けて企業への事業説明や協力依頼に取り組むとともに、学校に対し、体験前後の学習の充実を含め、計画的・組織的な実施となるよう学校に周知していく。

●小学校外国語活動支援事業

実施内容 ・ 成果	○小学校において、ゲストティーチャー（GT）[13]を、３年生は１学級につき年 18 時間、４年生は１学級につき年８時間配置。 ○各小学校で、公開授業や校内研修会を実施。 ○担任と GT とのティームティーチングにより、児童が生きた英語に触れ、慣れ親しむ機会を増やすことで、コミュニケーション能力の基礎を育成。 ○令和７年度生活習慣調査において、「外国語活動では積極的に英語を話そうとしている」と回答した小学校４年生は、77.7%と前年比 2.1%増。
課題	○外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ授業の活動場面において、児童が外国語を使う意欲を高める必要がある。
今後の 取組み	○教員で構成する外国語研究会等において、児童が外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむための授業について研究する。

●ネイティブスピーカー[14]委託事業

実施内容 ・ 成果	○小学校５・６年生に、１学級につき 30 時間程度配置し、児童が生きた英語に触れ、慣れ親しむ機会を増やすことで、コミュニケーション能力の基礎を育成。 ○中学校全学年に、１学級につき 30 時間程度配置し、生きた英語を学ぶ機会や言語活動中心の授業を充実させ、実践的コミュニケーション能力を育成。 ○特別支援学校は、学校の要望に応じて、１学級につき 10 時間程度を上限に配置し、児童生徒の実態に応じながら生きた英語に触れる機会を創出。 ○中学校３年生を対象に、英語チャレンジテスト及びパフォーマンステストを実施。 ○英語での発信力の向上のために、中学生を対象としたスピーチコンテストを実施。
課題	○英語学習に対する生徒の意欲をさらに高めるとともに、「読む力」と「聞く力」だけではなく、「話す力」と「書く力」についても指導の充実が必要である。
今後の 取組み	○各学校において、英語チャレンジテストやパフォーマンステストを通して、「話す・聞く・読む・書く」の４技能の力を測り、バランスよく向上するよう指導を行っていく。

●魅力ある高校づくりの推進

実施内容 ・ 成果	○各校の魅力を高めるため、特色ある取組みとして専門学科における実践的な学習や課題解決型の探究学習を推進した。 ○国の DX ハイスクール事業を活用し ICT 環境の整備を行うとともに、VR を活用した体験的な実習など、教育内容の充実を促進した。 ○学校案内や合同リーフレットの作成、ホームページや SNS の活用により、市立高校の教育内容や特色について情報発信を行った。 ○専門学科を有する市立高校については、学科改編や共学化等、学校改革に向けた検討を進めた。 ○高等専門学校の設置に向けて、教育内容等に関する検討を進めた。
課題	○専門学科を有する市立高校の学科改編及び共学化、また、高等専門学校の設置に向けて、継続的な取組みが必要。
今後の 取組み	○特色ある取組みの成果を検証しながら、教育内容の具体化と情報発信の工夫を進め、市立高校の魅力がより分かりやすく伝わるよう広報の充実を図る。 ○専門学科を有する市立高校について、令和９年度の学科改編等に向けカリキュラムの検討や施設の改修工事等を行う。 ○高等専門学校について、令和 11 年度の設置に向け、カリキュラムや校舎整備にかかる設計等を進める。

●市立高校チャレンジ事業

実施内容 ・ 成果	○市立高校生徒を対象とした地域課題解決ワークショップ開催や、AI 等への理解を深めるための情報リテラシー[15]教育を実施。 ○地域課題解決ワークショップでは、生徒が自分の将来に夢や希望を持ち、新しいことにチャレンジしていく意識を醸成するため、身近な地域課題を見つけ、講師や起業家、他の参加者等との対話を通して解決策を検討、成果発表を行った。（市立高校４校から 50 名の生徒が参加） ○情報リテラシー教育では、各校で生成 AI 活用講座を実施し、各自が作成した大学志願関係書類について、生成 AI を活用し誤りの有無等の確認を行った。
課題	○地域課題解決ワークショップで取り組んだチャレンジマインドの醸成を市立高校全体の取組みへの広げていく必要がある。 ○生成 AI については理論的な理解をもとに、授業で実践的に活用する必要がある。
今後の 取組み	○地域課題解決ワークショップの取組みを、「総合的な学習の時間」を軸に、各校の実態に即したプログラムにアレンジし、実施する。 ○「生成 AI の利活用」をテーマに、各校より選抜された教員で研究グループを立ち上げ、各教科指導等の場面における実践事例集を作成する。

2　豊かな心の育成

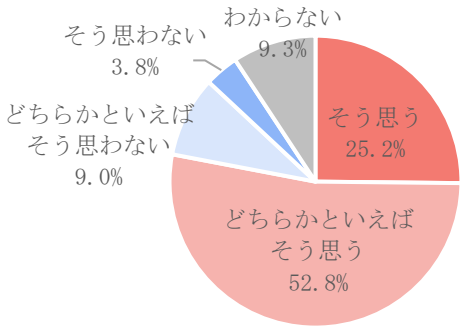
道徳教育や様々な体験活動など学校教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな情操や道徳心を培い、自己や他者を理解し、他者への思いやり、自己肯定感、社会性などを育む。

「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況

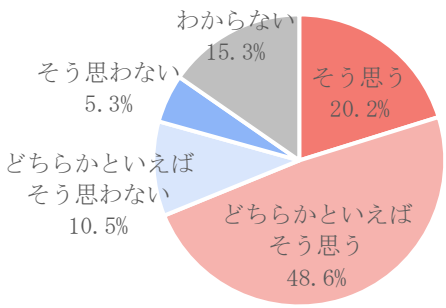
	指標		初期値（R6）	R7	目標値（R11）
①	「自分にはよいところがあると思う」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小６児童	85.5%	88.5%	89.0%
		中３生徒	86.5%	89.3%	90.0%
②	「学校のきまりを守っている」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）	小６児童	90.6%	89.2%	増加
		中３生徒	96.3%	97.2%	増加
③	「人が困っているときは、進んで助けていますか」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小６児童	92.9%	94.0%	増加
		中３生徒	90.6%	91.6%	増加
④	「読書が好きだ」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）	児童	79.0%	74.4%	90.0%
		生徒	60.5%	57.9%	90.0%
⑤	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	児童生徒	96.5%	96.7%	増加

補完指標（保護者へのアンケート調査結果）

学校や教育委員会は『規範意識や他人を思いやる心を育む取組み』を進めているか。



学校や教育委員会は『いじめの未然防止や早期対応に向けた取組み』を進めているか。



指標・補完指標の分析

指標①「児童生徒の自尊感情の状況」については、肯定的回答の割合が小中学校ともに令和６年度を上回っており、道徳教育や体験活動等を通じた取組みの成果が表れていると考えられる。また、指標②「児童生徒の規範意識の状況」については、肯定的回答の割合が小学校６年生では令和６年度を下回っており、中学校３年生では令和６年度と同程度となっているものの、いずれも高い水準を維持している。指標③「児童生徒の思いやりや人権意識の状況」については、肯定的回答の割合が小中学校とも令和６年度を上回っており、取組みが児童生徒の行動意識に一定程度反映されていることが伺える。指標④「児童生徒の読書に関する意欲」については、肯定的回答の割合が小中学校ともに令和６年度を下回っており、原因として、娯楽の多様化や活字への苦手意識があるものと推察される。目標達成に向けては、児童生徒が本に触れる機会を増やし、本の楽しさを感じられるように、読書活動をさらに充実させるための取組みが必要である。指標⑤「いじめに対する意識」については、肯定的な回答の割合が約 97%と高い水準となっている。一方で、すべての児童生徒にいじめ問題を自分ごととして捉えてもらうため、継続した取組みが必要である。

また、保護者からの評価については、『規範意識や他人を思いやる心を育む取組み』の肯定的回答が約 78%となっている。『いじめの未然防止や早期対応に向けた取組み』については、肯定的回答が約 69%である一方、「わからない」の回答の割合が比較的高いことから、学校等の取組みが保護者に十分伝わっていない可能性も考えられるため、引き続き、保護者等への情報発信に努める必要がある。

いじめや差別的発言などの人権に関わる事象の早期発見及び未然防止のため、効果的な取組みが求められており、今後も、学校での人権教育の組織的・計画的な取組みや、教員の人権意識及び資質・指導力の向上を図っていく。

令和７年度の主な取組み

●特色ある教育推進事業

実施内容 ・ 成果	○全ての小・中・高・特別支援学校において「特色ある教育推進事業計画書」を作成し、各教科や総合的な学習の時間、道徳、特別活動の中で、地域の伝統文化や福祉・環境・国際理解教育について学ぶなど、特色ある教育活動を実施。さらに、一部の学校では、ゲストティーチャー（GT）や社会施設を活用した活動を実施した。特色ある教育を意識して取り組む学校が、年々微増傾向にある。 ○どの校種でもＧＴの活用が増えている。専門家や当事者から直接話を聞くことで、経験・感情・実例が含まれ、児童生徒の興味が強く引きつけられ、より深い学びに繋がっている。 ○がんの教育では、小・中学校すべての学校において、がんに関する正しい知識や生活習慣を見直す学習を実施した。また、実施した学校のうち、８割近くの学校で、がんの経験者や医療関係者などの外部講師を招いた学習を実施した。
課題	○前年度の取組みや児童生徒の実態、教育目標を踏まえ、特色ある教育推進事業計画の見直しができている学校と、例年通りの計画になっている学校があり、学校間での差が出ている。
今後の 取組み	○「特色ある教育推進事業計画書」について、各学校が児童の実態・地域の実情を踏まえ、毎年見直すこと、また、体験活動や GT の活用を可能な限り取り入れていけるように適切に作成するよう指導助言を行う。

●学校における人権教育

<table>
<tr><td>実施内容
・
成果</td><td>○同和問題、障がい者に関する人権問題、外国人に関する人権問題、子どもに関する人権問題、性的マイノリティから各学校の実態に合わせてテーマを選択し、全教員と管理職を対象とした人権教育研修を実施。
＜事後アンケートの結果＞
<table><tr><th>質問項目</th><th>肯定的評価　回答率</th></tr><tr><td>知的理解が深まった</td><td>98.9%</td></tr><tr><td>人権感覚が高まった</td><td>98.9%</td></tr><tr><td>今後の教育活動へ活用できる</td><td>97.8%</td></tr></table>○配付した「人権教育指導の手引き」を活用して校内の人権教育を進めた学校は100%である。
○人権読本「ぬくもり」の小中学校での活用率は100%である。
○人権読本「ぬくもり」の内容見直しに向けた検討委員会を発足し、審議を行った。</td></tr>
<tr><td>課題</td><td>○経験年数の短い教員等について、人権教育に関する知識理解の深化と人権意識の高揚が求められており、校内人権教育研修の内容の充実が必要である。
○人権読本「ぬくもり」は発行から 10 年が経過し、社会情勢や子どもを取り巻く環境も変化していることなどから、新規題材の追加など、内容の見直しが必要である。</td></tr>
<tr><td>今後の
取組み</td><td>○経験年数に応じて、オンデマンド型の事前研修の受講を必須としたり、人権教育研究団体と連携して人権問題に係る被差別当事者等からの講話を実施するなど、校内人権教育研修の内容の充実を図る。
○人権読本「ぬくもり」は、社会の変化に即した新規題材の追加など、検討委員会による内容の充実を図る。</td></tr>
</table>

●自然教室

実施内容 ・ 成果	○小学校５年生、中学校１年生を対象とし、自然に対する理解や畏敬の念を深める活動や、規律と信頼関係を育てる活動などを実施。 ○各学校が実態に即したねらいをたて、宿泊の有無を含め実施内容を企画。 ○各学校がそれぞれの実態に応じた自然体験活動や集団での宿泊生活を計画的に実施することで、自然に対する理解を深めるとともに、児童生徒の規律心を育み、児童生徒同士の信頼関係の構築を図った。
課題	○若年教員の増加によって、引率経験が少ない教員の割合が増えており、安全で充実した自然教室を実施するため、教員の知識・技能のさらなる向上を図る必要がある。
今後の 取組み	○活動例を各学校に示し、自然教室の内容を充実させる。また、施設との打合せの際に活用できるよう活動ごとの具体的な留意事項も示し、引率経験の少ない教員であっても安全な自然教室が実施できるようにしていく。

●学校図書館の充実、学校図書館支援員配置事業

実施内容 ・ 成果	○学校司書[16]を100名増員し、151名を離島校及び夜間中学校を除く小・中・特別支援学校に配置。（要資格の学校司書A47名、資格不問の学校司書B104名） 学校司書の増員によって、学校図書館の開館時間が増加し、学校司書による本の紹介や日常的な読書相談が可能になったことに加え、学校図書館の環境整備が進み、児童生徒の心の居場所としての役割も果たしている。 ○学校司書A研修会を３回実施、学校司書B研修会を８回実施。 ○学校司書Aが１人で３校を担当している学校や学校司書未配置校（離島校、夜間中学校など）に学校図書館支援員を新たに配置し、図書の貸出・返却の補助、書架の整理などを実施した。 ○福岡市総合図書館内に開設した福岡市学校図書館支援センターにおいて「情報」「ひと」「もの」の観点から、ホームページや定期刊行物による情報発信、学校図書館運営に関する相談業務や訪問指導、学習支援図書の貸出などの支援を実施。
課題	○学校における読書相談への対応や学校図書館の環境整備など、児童生徒の読書活動をさらに充実させるため、学校図書館業務を担う人材の資質向上が必要である。 ○福岡市学校図書館支援センターの支援内容を連絡会等で各学校に周知し、活用を呼びかけていく必要がある。
今後の 取組み	○学校図書館担当者や学校司書の資質向上のための連絡会や研修を継続して実施し、学校図書館の読書、学習、情報センターの機能に加え、心の居場所の役割をさらに充実させていく。 ○各学校に対し、児童生徒の読書活動をさらに充実させるため、校長のリーダーシップのもと、司書教諭をはじめとした図書館教育担当者と学校司書が連携して取組みを進めるよう周知する。 ○連絡会等で、学校図書館支援センターの役割、具体的な支援内容を示し、継続的に活用できるよう各学校に周知する。

●学校ネットパトロール事業

実施内容 ・ 成果	○検索技術力のある民間企業に委託し、学校非公式サイトやSNSなどのネット上の書き込み、画像について検索・監視し、学校へ報告するとともに、誹謗中傷などの書き込みや不適切な画像の削除支援を実施。検知の報告を受けた学校において、校内での啓発を行うとともに、アカウント等が確認できる場合は、事実確認を行ったうえで、投稿者に対し削除指導を行うなど、迅速な初動対応を行い、問題行動等の未然防止、早期発見につなげることができた。（検知件数 R6：2,069件→R7：2,671件） ○ホームページに、教職員・保護者・児童生徒向けの啓発資料を掲載（計12件）するとともに、ネットトラブル等に関する相談・情報提供を実施。 ○規範意識向上のため、児童生徒への講演会を実施（計12校）。
課題	○児童生徒の規範意識の向上が必要である。 ○令和７年度の検知件数2,671件のうち、2,477件が個人情報に関するものであった。このことを踏まえ、児童生徒への情報モラル教育を一層推進していく必要がある。
今後の 取組み	○ネット上の書き込み等の検索・監視を継続実施する。 ○学校向け啓発資料の充実を図るとともに、啓発資料の保護者への配付や児童生徒向けの講演会等を実施する。 ○インターネット上でのいじめや差別等のトラブルにつながらないよう、発達段階に応じた教材を準備し、体系的な情報モラル教育を推進していく。

●いじめ・不登校ひきこもり対策支援事業

実施内容 ・ 成果	○いじめや不登校の未然防止・早期発見のために、全小中学生（夜間中学校を除く）を対象に児童生徒の学級集団アセスメント[17]としてQ-Uアンケート[18]を実施。その結果を受け、学年職員会議や校内研修会での情報提供、事例検討を通して、効果的な教育相談の実施につなげることができた。 ○多様な学び検討会議において、学びの多様化学校「百道松原中学校」の開校後の状況について確認し、「百道松原中学校」における支援のあり方を含めた、今後の福岡市の支援策について検討を行った。
課題	○Q-Uアンケートの結果を踏まえ、不登校児童生徒[19]以外の児童生徒についても、一人ひとりに合わせたよりきめ細かなアセスメントや支援を行う必要がある。 ○教職員が子ども一人一人の特性や心身の状況に寄り添い、必要なサポートを行う能力の向上に向けた取組みが必要である。 ○不登校児童生徒の状態は様々であり、支援ニーズは多様であることから、支援策の進捗状況を確認しながら、今後の取組みを検討していく必要がある。
今後の 取組み	○Q-U アンケートの結果をスクールカウンセラー[20]やスクールソーシャルワーカー[21]と共有し、専門的な見立てを踏まえて教育相談等の効果的な支援を実施する。 ○不登校児童生徒の実情や支援ニーズを把握するためのアンケートやヒアリングによる調査を実施し、より適切な支援策を講じることができるよう検討していく。

●いじめゼロプロジェクト

実施内容 ・ 成果	○年間を通して「いじめゼロプロジェクト」を全小中学校で実施。各学校において、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組みを実施した。 ○11月に「いじめゼロサミット2025」を開催し、小学５年生から中学３年生までの全児童生徒およそ７万人がオンラインで参加。「ことばのチカラ」をテーマに、10名の代表児童生徒によるシンポジウムや、参加児童生徒を対象としたオンラインによる意識調査を行い、いじめを許さない機運を醸成した。
課題	○いじめゼロサミットについて、児童生徒が主体的に考えることができるよう、より参加型の取組みとなるよう工夫する必要がある。 ○全学校における事業への共通理解と児童会・生徒会を中心とした取組みの活性化を図る必要がある。
今後の 取組み	○いじめゼロサミットについて、より参加型の取組みとする等、児童生徒を取り巻く環境の変化等を踏まえた内容の充実を図る。 ○教育活動全体を通したいじめ防止の取組みを各学校の年間計画に位置付け、確実に推進する。

●スクールカウンセラー活用事業（後掲　P24）

●スクールカソーシャルワーカー活用事業（後掲　P24）

●教育カウンセラー活用事業（後掲　P25）

３　健やかな体の育成

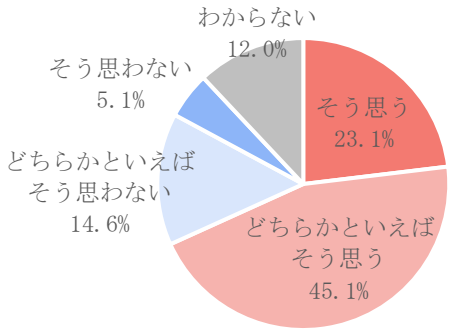
児童生徒が自ら運動やスポーツに親しむことを通して、体力の向上を推進するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進に取り組み、健やかな体の育成を図る。

「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況

	指標		初期値（R6）	R7	目標値（R11）
①	１週間の総運動時間 60 分以上の児童生徒の割合 （体力・運動能力調査）	小５児童	86.7%	86.0%	90.0%
		中２生徒	82.1%	82.4%	83.0%
②	「中学校に進んだら、授業以外でも（中学校を卒業した後も）自主的に運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをする時間を持ちたいと思いますか」という設問に対し、「思う」「やや思う」と回答した児童生徒の割合 （体力・運動能力調査）	小５児童	85.2%	81.4%	88.0%
		中２生徒	81.8%	80.4%	84.0%
③	「好ききらいをしないで、栄養バランスを考えながら食事をしている」という設問に対し、「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 （生活習慣・学習定着度調査）	小５児童	76.6%	77.3%	増加
		中２生徒	78.8%	78.1%	増加

補完指標（保護者へのアンケート調査結果）

学校や教育委員会は『体力向上や食育の推進など、健康な体づくりを推進するための取組み』を進めているか。



指標・補完指標の分析

指標①「１週間の総運動時間 60 分以上の児童生徒の割合」については令和６年度と同程度、指標②「自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思うか」については、肯定的回答の割合が小中学校ともに令和６年度を下回っている。授業等を通じて、運動を楽しいと実感できる取組みを強化していくことで、自主的な運動に消極的な児童生徒も含め、運動習慣の定着を図っていく必要がある。

また、食育に関して、指標③「好ききらいをしないで、栄養バランスを考えながら食事をしている」については、小中学校とも令和６年度と同程度で推移している。目標達成に向けて食育の取組を強化し、食生活向上に対する意識の醸成を図っていく必要がある。

保護者評価については、「体力向上や食育の推進など、健康な体づくりを推進するための取組み」の肯定的評価が 70%近くとなっている。

今後とも、指標①・②においては、教員への研修を充実させ、児童生徒が運動の楽しさを実感することができる体育の授業づくりに努め、児童生徒の運動の習慣化を促すとともに、指標③においては、校長を中心とした食育指導体制の整備や栄養教諭等による食育の充実を図っていく。

令和７年度の主な取組み

●部活動支援事業

実施内容 ・ 成果	○国の基準に沿った休養日の設定や活動時間等を示した「部活動指導のガイドライン」を周知し、学校の働き方改革を踏まえた適切な部活動運営を推進した。 ○各学校からの要望に応じて、部活動指導員及び部活動支援員を配置し、教員の負担軽減と部活動の地域連携を図った。 ○部活動指導員を配置したことで教員の負担軽減に効果が見られたかという質問に対して、学校長の 100%、部活動指導員が配置された部活動顧問の約 98.5%が肯定的回答であった。
課題	○学校への「部活動指導のガイドライン」のさらなる周知・徹底が必要である。 ○部活動指導員及び部活動支援員について、人材の数と質の確保が必要である。 ○福岡市の実情に応じた、部活動の地域連携に向けた段階的な体制の整備が必要である。
今後の 取組み	○校長会や部活動顧問者会等を通じて、「部活動指導のガイドライン」の周知・徹底を継続して行う。 ○スポーツ協会や市内の大学と連携して指導者の確保に努めるとともに、部活動指導員を対象とする研修会を実施することにより、資質向上を図る。 ○部活動指導員及び部活動支援員の配置を拡充し、教員の負担軽減と部活動の地域連携をさらに推進する。

●全国中学校体育大会の開催

実施内容 ・ 成果	○令和７年度全国中学校体育大会福岡市実行委員会総会を開催。 ○令和７年度全国中学校体育大会第 56 回全国中学校柔道大会を主催。 ・開催期間：令和７年８月 19 日（火）～　令和７年８月 22 日（金） ・会場：照葉積水ハウスアリーナ（福岡市総合体育館） ・競技役員 271 名、生徒役員 130 名、参加校数 96 校、参加生徒数 1,076 名 ○関係機関及び団体との協力・連携により円滑な大会運営ができた。 ○医療・救護体制については、各日とも医師３名等からなる体制を整備し、迅速に診察・処置を行うことができた。 ○入場時の混雑緩和のため、優先入場制（リストバンド）を採用し、入場制限を行うことなく、スムーズな入場ができた。 ○災害等緊急対応マニュアルを作成し、不測の事態に備えることができた。  

●民間プール等活用事業

実施内容 ・ 成果	○民間プール事業者等に水泳指導を委託し、専門的な指導による授業の充実や水泳学習の計画的実施、教員の負担軽減、学校プール維持管理費の削減等を図るとともに、水泳授業の充実等のため、学校プールで授業を実施する小学校に指導補助員を派遣した。 ○令和４年度から取り組んでいるモデル実施を本格実施に移行し、民間プール等の活用校を拡大。（民間プール等活用校：４校→３７校） ○児童や教員に対してアンケートを実施した結果、児童の泳力の向上や教員の負担軽減などの効果が確認できた。
課題	○市内及び近郊の民間プール等の数が限られている。また、民間プール等と学校との距離が離れている場合や、民間プール等の受入可能な人数や時間帯などの条件が学校側の事情と合致しない場合もある。
今後の 取組み	○引き続き、民間プール等の活用校の拡大を図る。 ○学校プールで水泳授業を実施する小学校への指導補助員派遣を拡充する。

●学校給食費の無償化

実施内容 ・ 成果	○学齢期の子育て世帯の負担軽減を図るため、令和７年２学期以降、学校給食費を無償化した。 ○アレルギー等の身体的事情により給食を継続して全停止している児童生徒の保護者に対する給食費相当額の給付を実施。
課題	○国において、令和８年４月から「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる無償化）」として小学校給食費への財政措置が開始されるが、国の基準額では食材料費が不足している上、中学校給食費については、具体的な無償化開始時期が示されていない。 ○非喫食者の取扱いについて、国が示す支援の範囲や対応例も踏まえ、慎重な検討が必要である。
今後の 取組み	○引き続き、国に対して、本市の実情に応じた基準額の設定や、中学校給食費無償化の早急な制度化について、機会をとらえて要望していく。 ○非喫食者の取扱いについて、国の制度の具体像を踏まえた福岡県の方針や他都市の対応等を注視し、それらを踏まえた上で、適切に対応する。

●食育推進事業

実施内容 ・ 成果	○各学校の実情に応じ、「栄養バランスに配慮した食生活を送っている児童生徒を増やす」又は「朝食を欠食している児童生徒を減らす」のいずれかを目標に設定し、栄養教諭が食育指導を実施。 ○各学校で成果指標を設定し、年度末の達成状況を踏まえ、次年度に向けた課題と対応方法を検討した。 ○取組みの詳細については、報告書を集約して「福岡市 学校での食育実践事例集」（毎年３月に各学校に送付）に掲載し、食の領域における新たな取組みの検討や実施につながるよう周知している。
課題	○「栄養バランスに配慮した食生活を送っている児童生徒を増やす」について、福岡市生活習慣調査で「栄養バランスを考えながら食事をしている」・「どちらかといえばしている」児童生徒の割合が小学校では前年度より数値が改善（R6:76.6%→R7:77.3%）したが、中学校では減少(R6:78.8%→78.1%)している。また、「朝食を欠食している児童生徒を減らす」については、全国学力・学習状況調査の「朝食をあまり食べていない」・「まったく食べていない」児童生徒の割合が小６で改善（R6:7.7%→R7:7.2%）したものの、中３では横ばい（R6:9.1%→R7:9.2%）となっている。どちらも学校の実態に応じて継続して取り組む必要があるが、朝食欠食率については全国平均より高い傾向が続いており、改善に向けた取組みのさらなる推進が必要である。
今後の 取組み	○今後も、校長を中心とした食育指導体制の整備や栄養教諭等による食育の更なる推進を図り、心身の健康増進と生涯にわたる食に関する適切な判断力の育成に向けて、児童生徒への指導や保護者への啓発等、継続した取組みを進めていく。

4　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

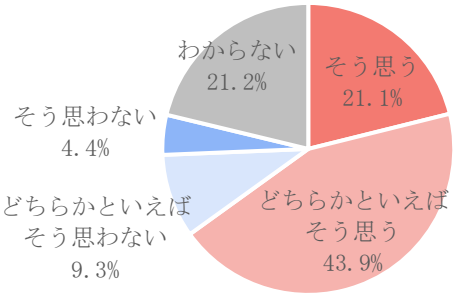
児童生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、社会的包摂の観点も踏まえ、個々の状況に応じた適切な支援に取り組むことにより、多様な教育ニーズに対応しながら、一人ひとりの能力を伸ばし、可能性を引き出す教育を推進する。

「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況

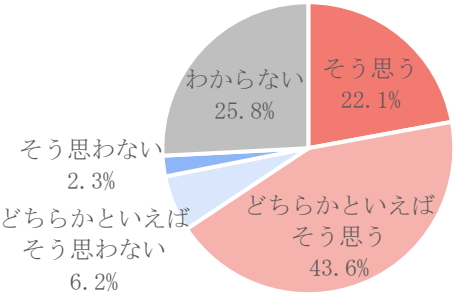
	指標		初期値（R6）	R7	目標値（R11）
①	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できていますか」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	児童生徒	67.9%	72.4%	73.0%
②	不登校児童生徒のうち、専門的な相談・指導等を受けた割合 （児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）	児童生徒	48.1% （R5）	52.6% （R6）	61.0%
③	「個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援を行い、校内や学校間で引継ぎができているか」という設問に対し、「はい」と回答した学校の割合 （福岡市教育委員会調査）	小・中・高・特別支援学校	94.0% （R5）	99.1%	増加
④	「友達と日本語で会話できるようになって楽しく過ごせた」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した日本語指導を終えた児童生徒の割合 （福岡市教育委員会調査 ）	児童生徒	87.5%	91.8%	増加

補完指標（保護者へのアンケート調査結果）

学校や教育委員会は『相談・支援体制の充実や、不登校児童生徒の支援に係る取組み』を進めているか。



学校や教育委員会は『多様な子どもの学びを保障する特別支援教育に係る取組み』を進めているか。



指標・補完指標の分析

指標①「先生や学校にいる大人にいつでも相談できている」については、肯定的な回答の割合が令和６年度から４ポイント以上増加している。小・中の内訳を見ると、小学校が 3.1 ポイント増、中学校が 5.9 ポイント増である。Q-U アンケート結果を活用した児童生徒理解についての校内研修を複数回行う学校もあり、教職員の意識の高まりにより、子どもたちにとって相談しやすい環境づくりが進んでいるものと考えられる。各学校で成果のあった取組みをまとめ、全校へ展開できるように共有していく。指標②「不登校児童生徒のうち、専門的な相談・指導等を受けた割合」については、令和５年度から６年度にかけて４ポイント以上増加している。内訳としては、特に、校外で相談・指導を受けた人数が大きく増加しており（R5：1,287 人→R6：1,876 人）、関係機関等につながっている児童生徒が増えている。引き続き、学校と関係機関が連携して支援を進めることができるように、スクールソーシャルワーカー等に働きかけていく。指標③「個別の教育支援計画等の引継ぎ」については、99%以上と、高い割合となっている。今後とも、両計画をさらなる支援の検討につなげていく必要がある。指標④「友達と日本語で会話できるようになって楽しく過ごせた」については、肯定的回答の割合が令和６年度を上回っている。これは、日本語指導を通して基本的な会話力だけでなく、学校生活におけるコミュニケーションへの自信が高まり、友人関係の形成や学校への適応が進んだ成果であると考えられる。今後も、日本語指導の内容や指導方法の充実を図るとともに、学級や学校全体での受け入れ体制を整えることで、児童生徒がより安心して楽しく学校生活を送ることができるよう支援を継続していく。

また、保護者からの評価については、「相談・支援体制の充実や、不登校児童生徒の支援に係る取組み」の肯定的な回答は 65%となっている。その一方で「わからない」という回答が約 21%と全体の５分の１を占めていることから、今後、不登校児童生徒や保護者に対し、実態を調査して具体的な支援策を検討するとともに、市や学校ホームページ、学校だよりを用いるなど、学校や教育委員会の取組みが広く保護者に分かりやすく伝わるよう、発信方法を工夫していく。また、「多様な子どもの学びを保障する特別支援教育に係る取組み」は、肯定的回答が約 65%となっている。その一方で、不登校児童生徒への支援と同様、「わからない」という回答が約 26%と全体の４分の１を占めている。このため、障がいのある児童生徒の保護者に対しては、自分の子どもが通う学校での様子について知る機会を十分確保できるよう努めるとともに、他の保護者についても、特別支援教育に係る取組みについて周知を図ることで、障がいの有無にかかわらず、全ての方に情報が届くよう取り組んでいく必要がある。

今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、多様な学びの場の整備、教育環境の充実を図る必要がある。

令和７年度の主な取組み

●教育支援員[22]配置事業

実施内容 ・ 成果	○小学校 40 校に、クラスに入りづらい児童の見守りを行う教育支援員を配置。 ○教育支援員の配置が、子どもに安心感を与え、別室や在籍学級での学習につなげることができており、配置校から、不登校の未然防止や改善への効果に対して肯定的な回答を得ている。
課題	○教育支援員の効果的な活用方法の検証及び周知を図る必要がある。 ○各学校からの配置ニーズに応えるため、更なる人員の確保が必要。
今後の 取組み	○教育支援員の効果的な活用方法について、学校へのヒアリングや報告書類をもとに、手引きにまとめ各学校へ周知する。 ○支援方法に関する研修を行い、教育支援員の資質向上を図る。 ○必要とする全ての小学校に教育支援員を配置できるよう拡充に取り組む。

●スクールカウンセラー活用事業

実施内容 ・ 成果	○全ての市立学校に週１～２日（週８時間）配置。 ○各学校から児童生徒や保護者に対しスクールカウンセラーの活用について改めて周知したことにより、不登校や発達障がい、心身の健康に関することなど、課題を抱える児童生徒や保護者から、より多くの相談を受けることができた。 ○児童生徒の抱える悩みや課題の改善に向けたカウンセリングなどの支援を行った結果、会話が増えたり、児童生徒の表情が良くなったりするなどの改善がみられた。 ○経験の浅いスクールカウンセラー等を対象に、学校や関係機関との連携について事例に基づいた研修を実施するとともに、スーパーバイザー[23]による巡回や研修の機会を増やし、指導・助言を実施。 ○年度当初にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーによる合同研修等を実施し、資質向上を図るとともに、両者の連携による児童生徒への支援強化に取り組むことができた。
課題	○児童生徒や保護者のもつ課題は複雑化・多様化しており、スクールカウンセラーや教育相談コーディネーター[24]、スクールソーシャルワーカーなどが教員と連携し、「チーム学校[25]」としてきめ細かな支援を行うことが必要である。 ○事例に基づいた研修を継続し、経験の浅いスクールカウンセラーの資質向上を図る必要がある。
今後の 取組み	○複雑化・多様化した児童生徒のもつ課題へ対応し、問題の未然防止や早期発見を図るため、引き続きスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、家庭訪問やオンラインでのアウトリーチ支援を充実する。 ○不登校等の未然防止に向け、学校に対し児童生徒対象の心の教育を行う必要性を周知するなど、スクールカウンセラーの更なる活用を推進する。

●スクールソーシャルワーカー活用事業

実施内容 ・ 成果	○全ての市立学校に週１～２日配置。また、小学校数が多くかつ児童生徒が多い中学校区には複数名配置した。 ○スクールソーシャルワーカーと関係機関が連携しながら児童生徒や保護者の課題改善に向けた支援を実施。 ○専門的な知識や経験を併せ持つ大学の教授等（スーパーバイザー）や、正規職員である拠点校スクールソーシャルワーカーが、その他のスクールソーシャルワーカーに対する支援・助言や、保護者への就学援助などの申請支援等を実施。 ○各学校において、スクールソーシャルワーカーの業務についての理解が深まってきており、教員とともに支援が必要な家庭へ介入を行うなど組織的な対応が図られている。 ○スーパーバイザーによる経験年数に応じた支援・助言や、拠点校スクールソーシャルワーカーによる専門的な支援・助言により、スクールソーシャルワーカーの資質・能力が向上している。
課題	○児童生徒や保護者のもつ課題は複雑化・多様化しており、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターなどが教員と連携し、「チーム学校」としてきめ細かな支援を行うことが必要である。 ○継続してスクールソーシャルワーカーの資質向上を図るための取組みを進めるとともに、経験の浅いスクールソーシャルワーカーへのさらなる支援の充実が必要である。
今後の 取組み	○学校における組織的な対応の在り方を「教育相談推進のための手引き」や、スーパーバイザーによる研修動画、担当者研修会等において具体的に示し、周知徹底を図る。 ○経験の浅いスクールソーシャルワーカーをはじめ、全てのスクールソーシャルワーカーを対象に、基礎的な研修、定期的なグループミーティング、支援・助言等、一人ひとりの資質を向上させるための組織的な研修を計画的に実施する。

●教育カウンセラー活用事業

実施内容 ・ 成果	○こども総合相談センターに、臨床心理士や公認心理師の資格を有する教育カウンセラーを配置し、不登校やいじめに関する電話相談及び面接相談を実施。 ○電話相談や面接相談内にて把握した支援ニーズに対して、適切な支援先へつなぐことができた。
課題	○保護者や子どもの学校・教師へのニーズの変化や発達障がい傾向のある児童生徒の増加、また相談対象者の低年齢化等、支援ニーズの多様化に伴い、必ずしも十分な専門性を持った助言ができていない場合がある。
今後の 取組み	○教育カウンセラーの資質向上を図るため、年間 12 回(毎月１回) 大学教授等の外部講師によるより専門性の高い研修を実施する。

●教育相談コーディネーターの配置

実施内容 ・ 成果	○中学校区全体の教育相談を中心となって推進していく役割として、全ての中学校区に教育相談コーディネーターを配置。 ○校内教育支援教室を運営するとともに、在籍校及び小学校の教職員と連携し、不登校児童生徒に関する情報共有や支援を行った。 ○校内教育支援教室の効果的な運営や不登校児童生徒への対応力向上のための研修会を実施した。（年 10 回　うち２回は小中高特対象)。 ○全体研修や各区連絡協議会において、小グループでの情報交換や実践報告を行い、自校の取組みや支援を振り返る機会を提供した。
課題	○各中学校区内の小学校と連携した不登校等の未然防止の取組みについて、一層の推進が必要。 ○初めて教育相談コーディネーターを担当する教員が毎年３割～４割いることも踏まえ、専門的な知識やスキルを学べるよう、研修内容や方法を工夫する必要がある。
今後の 取組み	○小学校の職員研修や支援会議に、教育相談コーディネーターが参加できるように、校長連絡会や校内外の研修の中で、小中連携の必要性について周知する。 ○アンケート等を活用して教育相談コーディネーターが感じている課題に対応したテーマに焦点を当てた研修を実施する。各区連絡協議会では、経験の浅い教育相談コーディネーターが経験の豊富な教育相談コーディネーターからアドバイスをもらえるように、時間と場の設定を行う。

●ＳＮＳを活用した教育相談事業

実施内容 ・ 成果	○SNS（LINE）を活用した教育相談を実施。 ・対　象 … ①市立学校に通う児童生徒 ②福岡市にある私立・国立小中学校に通う児童生徒（希望校のみ） ③福岡市にある県立特別支援学校の小中学部に通う児童生徒（希望校のみ） ・期　間 … 令和７年４月１日から令和８年３月 31 日の平日と日曜日 ・時　間 … 19 時から 22 時の３時間 ・内　容 … いじめや不登校など ・相談員 … 臨床心理士などの有資格者等　原則３名以上 ○いつでも相談先がわかるように、１人１台端末のトップページに、相談先一覧の二次元コードに繋がるアイコンを作成。 ○SNS（LINE）相談が継続的に寄せられ、児童・生徒の悩みに対応できた。 ○友人関係や心身の健康、いじめなど、様々な悩みに対応することができた。 ＜令和７年度実績＞友だち登録人数：2,447 人　相談件数：2,961 件
課題	○悩みや不安を持つ児童生徒の相談につながるよう、SNS（LINE）相談の周知をより一層図る必要がある。
今後の 取組み	○事業のさらなる周知を図るため、引き続き二次元コード付き相談カードやプリントを配布する。 ○友だち登録をしている児童生徒に対し、相談を促す内容のプッシュメッセージや動画配信など、相談に繋がるような体制のあり方を検討し実施していく。

●学びの多様化学校の開校

実施内容 ・ 成果	○令和7年4月に学びの多様化学校「百道松原中学校」を開校した。（開校時児童生徒数 ： 95名） ○他都市の学びの多様化学校視察を踏まえ、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、施設の整備等を実施した。 ○学校説明会や転入学希望者を対象とした面談・授業体験を実施し、令和7年度途中および令和8年度4月の転入学生徒を受け入れた。
課題	○学力差や集団適応の差が大きく、生徒一人ひとりの状況に応じた対応を行う必要がある。
今後の 取組み	○生徒の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。 ○学びの多様化学校運営で得られた知見を他の学校へ展開する。

●不登校児童生徒のための学習支援事業

実施内容 ・ 成果	○不登校または不登校傾向にある児童生徒等に対し、学習意欲の喚起や学力の保障を図るため、動画教材を提供。 ＜令和７年度実績＞アカウント申請数：1,249 アカウント
課題	○操作方法の習得や事前準備について、教員の負担感を軽減する必要がある
今後の 取組み	○動画教材の具体的な活用方法を示す案内資料の作成や研修の実施を通して、教員が安心して動画教材を取り入れられる環境づくりを進める。

●教育支援センター[26]運営経費

実施内容 ・ 成果	○不登校児童生徒が社会的に自立することを目指して、児童生徒の在籍校と連携を取りながら、体験活動や学習活動など様々な活動を行う教育支援センターを、全区で運営。 【令和７年度実績】入級者数：93 人　見学・体験者数：230 人
課題	○令和５年度に不登校児童生徒を対象に実施したアンケートにおいて、教育支援センターの認知度が低かったことも踏まえ、より一層周知を図る必要がある。 ○教育支援センターに通級する児童生徒は、各自で昼食を持参するため、家庭の負担となっている。

今後の取組み	○『教育相談・学びの相談GUIDE』等を活用し、児童生徒や保護者に対し教育支援センターの周知を図る。 ○運営スタッフが、不登校児童生徒支援に関するより高いスキルを学ぶための研修会を定期的に実施していく。 ○全教育支援センターで、給食の提供を開始する。

●ＮＰＯとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業（後掲　P45）

●城浜高等学園の開校

実施内容・成果	○令和７年４月に特別支援学校「城浜高等学園」を開校した。（開校時児童生徒数　：22名） ○福祉的就労をめざす生徒の進路先を確保することができた。 ○中学３年生を中心に、学校説明会や見学会を実施し、令和８年度の入学希望者に対して、入学選考を案内した。
課題	○就労を希望する生徒にとって魅力的な進路となるよう、城浜高等学園卒業後の就労先を広げる取組みを推進する必要がある。 ○就労に向け、教育内容の一層の充実を図る必要がある。
今後の取組み	○カリキュラムの充実などにより城浜高等学園の魅力を高めるとともに、中学校、特別支援学校、保護者等への広報の充実に取り組む。 ○生徒の将来の自立を促進するため、就労支援に関する教育的ニーズを踏まえ、職業教育に重点を置いた教育を行う。

●自閉症・情緒障がい特別支援学級の整備

実施内容・成果	○自閉症・情緒障がい特別支援学級を小学校37校、中学校14校に新設。 大幅な新設により、居住校区の学校に通える児童生徒を増やすことができた。
課題	○自閉症・情緒障がい特別支援学級の対象となる児童生徒の増加への対応や、長距離通学の負担軽減のため、更なる拡充が必要である。
今後の取組み	○今後も、対象児童生徒の状況や居住地等の実態を踏まえ、計画的に新設・増級を行う。

●通級指導担当教員による巡回指導

実施内容・成果	○情緒障がい、LD[27]・ADHD[28]等通級指導教室において、小学校は拠点校３校から対象児童の在籍校13校へ、中学校は拠点校２校から対象生徒の在籍校11校へ、通級指導担当教員による巡回指導を試行的に実施した。 ○在籍校からの移動が不要となることで、これまで移動に充てていた時間も在籍校で授業を受けることができるようになるとともに、送迎に係る保護者の負担も軽減された。 ○試行結果の検証も踏まえ、令和８年度から全校で本格実施する方針を決定した。
課題	○教室数に余裕がない学校等で指導のための教室を確保することや、当該教室における空調等の整備が必要である。
今後の取組み	○放課後児童クラブの教室の活用等、委員会と学校で協議しながら指導する教室を確保していく。

●医療的ケア支援体制整備

実施内容 ・ 成果	○肢体不自由特別支援学校２校 22 人、知的障がい特別支援学校３校 10 人、病弱・知的特別支援学校１校３人、小・中・高等学校等 25 校 32 人の計 67 人の学校看護師を配置し、113 人の医療的ケアが必要な児童生徒に対し、医療的ケアを実施。 ○教員による医療的ケアを実施するための福岡市立学校喀痰吸引研修（第３号研修[29]）についてはオンラインと対面で研修を実施。 ○医療的ケアが必要な児童生徒の増加に応じて、学校看護師を増員し、学校で受け入れる体制を整備することができた。
課題	○医療的ケアを実施する学校看護師の安定的確保、研修体制等の整備等。 ○校外学習における学校看護師による医療的ケア実施体制の整備。 ○学校における医療的ケアの態勢充実のため、ケアを行うことができる教員を増やす必要がある。
今後の 取組み	○医療的ケアが必要な児童生徒数に応じて看護師を配置し、医療的ケアを実施する体制を整備する。 ○校外での医療的ケアについて、実績の積み上げと課題の収集を行い、実施体制を整備する。 ○医療関係者・学識経験者・保護者・学校関係者等により構成される福岡市立小中特別支援学校医療的ケア運営協議会において、医療的ケアに関する重要事項や課題についての意見をいただき、今後の医療的ケアの対応について検討を進める。 ○引き続き、オンライン等を活用して第３号研修を実施し、教員による医療的ケアの実施体制を早期に整備する。

●支援を要する児童生徒への暑熱対策事業

実施内容 ・ 成果	○冷風機を特別支援学校９校に配置した。 ○児童生徒が暑さによって体調を崩すことのないよう、必要な場所に移動して使用した。
課題	○空調整備がされていない教室への対応について、引き続き検討する必要がある。
今後の 取組み	○学校での利用状況や児童生徒の体調等も踏まえ、台数や配置等の検討を進める。

●学校生活支援事業

実施内容 ・ 成果	○配置希望調査を踏まえ、450 人の学校生活支援員[30]を配置。 ○研修については、年間を通して視聴ができるオンデマンド研修を実施。 ○学校生活支援員の声掛けなどのサポートにより、児童生徒の学校生活・学習活動に改善が見られた。
課題	○発達障がいの可能性のある児童生徒への対応として、各学校から、学校生活支援員増員の要望が多くある。 ○学校生活支援員の特別支援教育に関する知識・理解の向上が求められている。
今後の 取組み	○計画的な増員を検討し、学校規模等を考慮した適切な配置を行う。 ○オンライン等を利用し、学校生活支援員の知識理解の深化とスキルアップを図る研修を実施する。

●子ども日本語サポートプロジェクト

<table>
<tr><td>実施内容
・
成果</td><td>
○小・中・特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒への支援を実施。

＜日本語サポートセンターの設置＞

・博多中学校に設置し、コーディネーターを１名配置。

・児童生徒に対して面談を実施し、日本語能力を測定・把握。

・面談結果をもとに、学校に対し、今後の日本語指導の方向性について助言。

・日本語指導担当教員に対し、授業内容や指導方法について助言。

＜日本語指導担当教員の配置＞

・日本語指導担当教員を小学校 12 校・中学校６校に、計 28 人配置。

・自校及び近隣校の児童生徒の日本語指導を実施。

・研修講座、研究会における実践報告・授業公開を実施。

＜日本語指導員の派遣＞

・日本語の初期指導を必要とする児童生徒を対象に、よりきめ細かな支援を行うため、日本語指導担当教員による指導の補助を実施（日本語指導員の派遣を受けた児童生徒 429 人）。

○外国にルーツのある世帯について、令和８年度に新小学１年生になる幼児の保護者を対象とした「学校ガイダンス」を実施。

○コーディネーターが在籍校で当初面談を行い、今後の指導の進め方について、在籍校校長、担任、保護者と共通認識を持つことで、個に応じた指導を行うことができた。

○日本語指導員が日本語指導担当教員と連携し、年間指導計画を元にした指導を行ったことで、初期指導の使用教材と指導方法の統一が図られた。

○１人１台端末を活用した日本語指導を行った。

○複数の児童生徒を一斉に指導できるよう研修を行い、日本語指導担当教員が複数指導の見通しを立てることができた。

＜日本語指導を受けている児童生徒数の推移（日本語サポートセンター　各年度末）＞
<table>
<tr><td></td><td>Ｒ３</td><td>Ｒ４</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td></tr>
<tr><td>指導を受けている
児童生徒数</td><td>323 人</td><td>443 人</td><td>559 人</td><td>563 人</td><td>792 人</td></tr>
<tr><td>うち、新規に指導を受けた
児童生徒数</td><td>126 人</td><td>232 人</td><td>246 人</td><td>271 人</td><td>321 人</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>課題</td><td>
○日本語指導が必要な児童生徒は年々増加しており、拠点校の担当するエリアによって、人数に偏りが生じている。十分な指導時間が確保できるよう指導体制のさらなる充実を図る必要がある。

○指導体制の充実にあたっては、日本語指導担当教員数の確保、教室の確保、日本語指導員の配置条件の調整等に加え、学校現場の実情を総合的に踏まえる必要がある。

○日本語指導担当教員未配置校では、教職員の日本語指導に対する理解が不十分である。
</td></tr>
<tr><td>今後の
取組み</td><td>
○対面やオンラインでの複数指導について研修を実施し、児童生徒の学びの状況に応じた指導方法のさらなる充実を図る。

○日本語指導の担当者対象ではなく、全教頭を対象とした説明会を実施し、日本語指導の支援の流れ等を周知するなど、日本語指導に対する理解の促進に引き続き取り組む。
</td></tr>
</table>

●オンライン日本語指導

<table>
<tr><td>実施内容
・
成果</td><td>
○日本語指導が必要な児童生徒を対象に、教員一人に対して複数の児童生徒がオンラインで日本語指導を受けられる指導体制を確立した。

・オンライン授業を行う教室の環境整備（西都北小、筥松小、博多中）

・日常のあいさつや平仮名などの基礎を学ぶ「サバイバル日本語指導」で使用する教材の作成

・オンライン授業用の指導カリキュラム作成

○小学生７人、中学生４人を対象に、オンライン授業を実施した。
</td></tr>
</table>

課題	○「サバイバル日本語」指導が必要な児童生徒を各学校が早期に選定し、基礎の学習につなげていく必要がある。
今後の取組み	○「サバイバル日本語指導」受講対象者を早期に選定するため、受け入れ前の能力診断テストを作成・導入する。

5　教員の確保及び資質・能力の向上

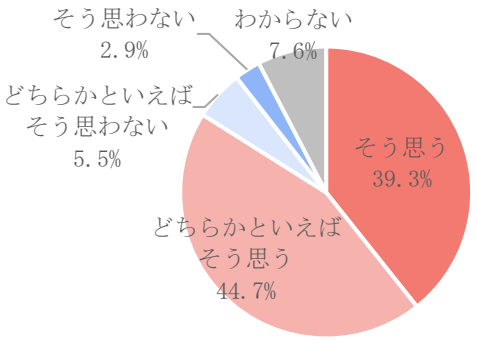
資質と意欲のある人材の採用や、教員が学び続けることができる環境づくりを推進することにより、教育に対する使命感や情熱等を持った教員を確保するとともに、教育の専門家としての資質・能力の向上を図る。

「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況

	指標		初期値（R6）	R7	目標値（R11）
①	教員採用試験の競争率 ※競争率＝受験者数÷採用者数 （福岡市教育委員会調査）	受験者	3.0倍 （R5）	2.8倍 （R6）	3.3倍
②	「授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っているか」という設問に対し、「よくしている」「どちらかといえばしている」と回答した学校の割合 （全国学力・学習状況調査）	小学校	96.6%	98.6%	増加
		中学校	94.2%	86.9%	増加
③	「ストレスチェックの結果の活用や研修など、教職員自身の心身の健康状態につき振り返り対処する機会が提供されていると思いますか」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した学校の割合 （全国学力・学習状況調査）	小学校	90.4%	89.6%	増加
		中学校	92.9%	89.8%	増加
④	「私は、公務員倫理や服務義務について、十分に理解している」という設問に対し、「そう思う」と回答した教職員の割合 （福岡市教育委員会調査　※隔年実施）	教職員	79.2%	実施なし	95.0%

補完指標（保護者へのアンケート調査結果）

『教員は、学習指導や学級運営を行う際に、工夫したり、努力したりしている』



指標・補完指標の分析

指標①「教員採用試験の競争率」について、全国的に受験者数及び競争率が低下傾向にあることに加え、福岡市では、特別支援学級の増加や国の定数改善などにより引き続き厳しい状況にあるものの、採用手法の改善や大学連携特別選考、教職経験特別選考等の取組みにより、昨年度を超える受験者数を確保することができている。また、２つの特別選考を実施することで、全国的に教員の人材確保が難しい中でも実践力の高い優秀な人材を確保できている。今後も、福岡市の教員の魅力について積極的なPRを行い、大学と連携・協力して教員を志望する学生の養成をより充実させるとともに、学生や講師を対象とする特別選考のさらなる充実などにより、教員としての資質、確かな指導力を有する優秀な人材の確保に取り組む。

指標②「実践的な研修」については、肯定的回答の割合が小学校で令和６年度を上回っているものの、中学校では令和６年度を下回っている。このため、学校を挙げて行う教科を横断した研修など、実践的な研修を推進する必要がある。研究協力校による校内研修の在り方に関する実践研究を支援するとともに、校内研修における好事例を各学校に展開することにより、新たな教師の学びの姿の実現に向けた協働的・探究的な校内研修の推進に努める必要がある。

指標③「ストレスチェックの結果の活用や研修など、自身の健康状態を振り返り対処する機会の提供」については、肯定的回答の割合が約90%と高い水準を維持しているものの、令和６年度を下回っており、ストレスチェックやメンタルヘルス研修等、様々な機会を捉えて職員自身のストレス状況に対する気づきを促し、メンタルヘルスの向上に取り組む必要が

ある。

指標④「倫理意識の状況」は、隔年で調査を実施しており、令和７年度は調査を実施しておらず数値を算出できていないが、依然として重大な不祥事事案が生じている。目標値の達成に向け、引き続き、各学校が抱える課題に応じた不祥事防止やコンプライアンス推進のための取組みを選択・実施できる環境を整備し、各学校が主体的にコンプライアンス推進に取り組む組織風土づくりを行うなど、コンプライアンス推進に向けた教職員一人ひとりの当事者意識の向上を図り、学校と教育委員会が一体となって不祥事防止の取組みを推進していく必要がある。

保護者の評価については、「教員は学習指導や学級運営を行う際に、工夫したり、努力したりしている」の肯定的な回答の割合が 80%を超えており、教員の学習指導や学級運営に対する工夫や努力が保護者に伝わっているものと考える。

令和７年度の主な取組み

●教員奨学金返還支援事業

実施内容 ・ 成果	○令和８年度から、特別支援学校教諭免許状を有する新規採用教員に対し奨学金の返還を支援する事業を開始するにあたり、大学等への広報を実施。 ○教員採用試験の受験者数が増加した。 ・受験者数 令和６年度実施 1,649 人（うち特別支援学校のみ 146 人） 令和７年度実施 1,777 人（うち特別支援学校のみ 195 人）
課題	○令和８年度以降の新規採用教員を対象としており、今後の活用実績等を踏まえ、必要に応じて実施方法の見直しを行う。
今後の 取組み	○課題の分析結果及び国の奨学金免除制度の動向を踏まえて検討する。

●教職員の指導力向上を図る研修

実施内容 ・ 成果	○教員がどのような資質・能力を身に付けながらキャリアを積んでいけば良いのかをキャリアステージごとに示した「福岡市教員育成指標」に基づいた研修講座を 139 講座（350 回）実施。研修の目的・内容や効果、働き方改革の観点から、「対面型(44%)」「リアルタイム・オンライン型(41%)」「オンデマンド型(15%)」など、形態を工夫して実施した。また、研修受講履歴について、「全国教員研修プラットフォーム（Plant)」で一元管理を実施。 ＜研修講座・内容＞ ・経験年数研修：教職員の経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を図る。（採用候補者事前研修も実施） ・職能研修：職能に応じて求められる資質・能力の向上を図る。 ・教科等研修：教科・領域に関する専門的知識・技能を習得し、指導力の向上を図る。 ・課題研修：教育の今日的課題等を取り上げ、学校教育の充実を図る。 ○教員のＩＣＴ活用能力向上を図るため、教育の情報化に関する最新動向や校内ＩＣＴ研修の組み立て方等について外部講師による講座を実施。また、授業における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につながる効果的なＩＣＴ活用に関する実践的な研修や、研修動画集「Master Learning」による、教員への操作サポートを実施。 ○ミドルリーダーや管理職等に対し、ファシリテーションや人材育成に関する研修を実施。 ○Plant の活用による研修受講履歴の管理が可能となったことから、管理職と教員との対話を通して、各教員が今後必要となる学びを再認識し、主体的かつ効果的に研修に取り組めるようになった。研修講座実施後の受講者アンケートにおける満足度は、４段階評価の上位（３及び４の評価）を占める割合が 98.8%であった。 ○教員のＩＣＴ活用能力向上を図る研修について、満足度は４段階評価の上位（３及び４の評価）を占める割合が平均 98.0%であった。

課題	○教員がより個別の課題やニーズに応じて選択できるよう、研修内容や研修形態を一層充実・工夫する必要がある。 ○初任者をはじめとする経験の浅い教員等に対し、サポートを行っていく必要がある。 ○教育センター等で行う校外研修と各学校における校内研修や実践とを往還しながら自律的に学ぶことができる教職員の育成が必要である。
今後の取組み	○教員育成指標に基づき、教員の職種やキャリアステージに応じた資質・能力の向上を図るための研修講座を編成していく。 ○初任者研修の見直しや本人からの相談に応じて学校を訪問する支援体制の充実に取り組むとともに、各教科研究会等と連携し、経験の浅い教員等へ指導できる人材育成を行う。 ○各教科等の研究会や研究委員会と連携した公開授業の充実や校内研修における好事例の発信などにより、研修を活性化させ、教員の自律的な学びを推進する。

●教職員メンタルヘルスマネジメント事業

実施内容・成果	○心の病気による休職からの復職者 47 名に対し、支援にかかる講師を延べ 24 名配置。 ○心の病気による休職からの復職者（当該年度以前の復職者も含む）及びメンタルヘルスにかかる相談者 59 名に対し、健康管理専門員による保健面談を延べ 117 回実施。 ○５か年計画（令和４年度～令和８年度）で実施している専門家（精神保健福祉士など）派遣によるメンタルヘルス職場研修を対面にて実施。 ○管理監督者を対象とした研修をオンライン等で実施。また、初任者を対象とした研修をオンデマンドで実施。 ○管理監督者と協力しながら、心の病気による休職中の教職員が円滑に職場復帰できるよう、病状に応じた職場復帰訓練を実施。 ○復職者に対する講師配置や健康管理専門員による保健面談により、円滑な職場復帰に繋げることができた。 ○全校長対象の研修は 100%、新任教頭対象の研修は約 90%と受講率が高く、管理職の理解促進に繋がった。また、初任者対象の研修については、相談窓口の周知やセルフケアの理解促進に繋がった。
課題	○メンタルヘルスに関する知識の啓発や円滑な復職支援などにより、心の病気による休職者の割合について中長期での低減に取り組む必要がある。
今後の取組み	○「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」に基づき、管理監督者やミドルリーダー、初任者向けの研修の実施、健康管理専門員による復職者への支援など、心の病気の予防や早期対策、職場復帰支援、再発防止の取り組みを推進していく。 ○心の病気による休職者は全国的にも増加しているが、心の病は複数の要因が複雑に絡み合って発症する場合が多いことから、様々な角度から分析を行いながら、関係課と連携して教職員の負担軽減の取組みを更に進めることで、メンタルヘルスの向上につなげていく。

●教職員のコンプライアンス向上

実施内容 ・ 成果	○全学校で不祥事防止をテーマにした「10 分研修」を５回実施。 ○全学校で「不祥事防止に関する Q&A」を活用し、教育公務員としての自覚や自戒を促す不祥事防止研修を実施。 ○職員一人ひとりの内面にも焦点を当てた不祥事防止の取組みとして、全学校で「不祥事防止に関する職員アンケート」を実施。 ○教育委員会事務局職員が、学校を訪問し、学校の課題に応じた研修を実施。 ○処分事案発生時など、適時に各学校に対する注意喚起を実施。 ○「10 分研修」や「不祥事防止研修」では、実施時期を踏まえてテーマを設定し、グループワークで具体的な事例を用いて検討を行うことで、客観的な視点を取り入れつつ自分ごととして捉え、考える機会を創出した。 ○「不祥事防止に関する職員アンケート」の実施報告では、職員が自身の内面を振り返る機会となり、また、管理職が必要に応じて面談を行うことができたといった意見が寄せられている。
課題	○不祥事根絶へ向けて、教職員一人ひとりのコンプライアンス意識をより一層向上させていく必要がある。 ○管理職や同僚に相談できる職場環境づくりを行い、不祥事の兆候を逃さず未然に防止する必要がある。
今後の 取組み	○不祥事根絶に向け、研修等による不断のコンプライアンス意識向上の取組みを進めるとともに、校長会と連携した不祥事防止の取組みを実施する。 ○教職員を対象としたコンプライアンスにかかるアンケート調査を継続して実施し、各学校が、それぞれの課題等を把握し、主体的にコンプライアンスの推進に取り組む組織風土づくりを行う。

６　教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり

教育は、教員が子どもたちとの触れ合いの中で一人ひとりの可能性を引き出し、成長を促す営みであるため、働き方改革や「チーム学校」の推進等を通して、教員が自己を高めながら、生き生きと子どもと向き合うことができる環境づくりを推進する。

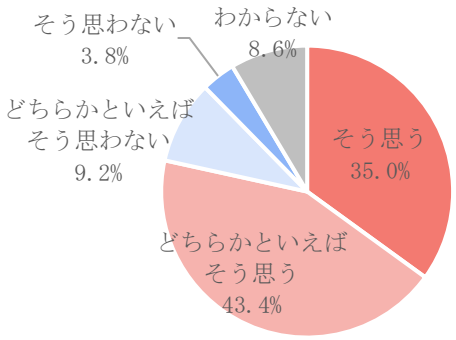
「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況

	指標		初期値（R6）	R7	目標値（R11）
①	「子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を確保できているか」という設問に対し、「そう思う」「少しそう思う」と回答した教員の割合（福岡市教育委員会調査）	教員	48.9%	62.8%	61.0%
②	「学校運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、改善に向けて学校として組織的に取り組んでいる」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した学校の割合（全国学力・学習状況調査）	小学校	97.9%	項目なし	増加
		中学校	98.6%	項目なし	増加

補完指標

（１）保護者へのアンケート調査結果

『教員は、子どもと向き合う時間を確保し、よく指導してくれているか』



（２）福岡市教育委員会調査

補完指標		R7
「あなたの職場では、校長は学校運営の推進や見直しにリーダーシップを発揮していると思いますか」という設問に対し、「そう思う」「少しそう思う」と回答した教職員の割合	教職員	86.6%

※　学校における働き方改革やチーム学校推進の分析に資すると考えられることから、新たに補完的な指標として追加する。

指標・補完指標の分析

令和４年度以降、「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」に基づき、専門スタッフの拡充や、業務の効率化を図るシステムの導入、専門コンサルタントを活用した学校の業務改善支援などの各種取組みを推進したことで、教員の時間外在校等時間の状況は改善傾向にある。指標①「教員が子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間の確保の状況」は、肯定的な回答をした教員の割合が令和６年度を大きく上回っている。これは、働き方改革の推進により、業務の役割分担や効率化が進んだことにより、子どもと接する時間や授業準備時間の確保に繋がったことなどを反映しているものと考えられる。今後もさらなる働き方改革の取組みを推進していく。

指標②「学校運営の状況や課題の共有と組織的な取組みの状況」については、全国学力・学習状況調査の質問項目の見直しにより、令和７年度の数値は把握できないが、補完指標の「校長は学校運営の推進や見直しにリーダーシップを発揮しているか」については、肯定的回答の割合が約87%となっている。今後とも、「チーム学校」を推進し、教員としての資質・能力を高めながら生き生きと子どもと向き合おうとする機運の高まりを、あらゆる年齢層の教員に広がるよう取組みを推進していく必要がある。

保護者の評価については、「教員は、子どもと向き合う時間を確保し、よく指導してくれている」の肯定的な回答の割合が約78%となっており、令和４年度以降の教員の負担軽減の効果や、多忙な中においても教員が子どもと向き合い指導しようとする努力が保護者に伝わっているものと考える。

令和７年度の主な取組み

●部活動支援事業（再掲　P20）

●スクール・サポート・スタッフ[31]の配置

実施内容 ・ 成果	○授業で使用する教材等の印刷や家庭への配布文書の印刷など、教員の補助業務等を担当するスクール・サポート・スタッフを小・中・特別支援学校に配置。 ○これまで教員が行っていた業務の一部をスクール・サポート・スタッフが担うことで、子どもと向き合う時間の確保や、教員の負担軽減の推進につながった。
課題	○教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、教員の負担を軽減するための取組みを更に推進していく必要がある。
今後の 取組み	○教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教員の負担軽減を図るため、引き続き、スクール・サポート・スタッフを配置していく。

●クラウド型校務支援システムの導入

実施内容 ・ 成果	○クラウド型校務支援システムの導入に向け、事業者との要件調整、開発、既存の校務支援システムからのデータ移行を実施。また、新システム導入にかかる管理者向け研修を実施。 ○クラウド型校務支援システムを導入することで、ロケーションフリーで柔軟な働き方を選択できる環境を整備した。
課題	○クラウド型校務支援システム導入の効果を高めるため、関連する業務フローの見直し等を進めていく必要がある。
今後の 取組み	○全教員に対し、操作習熟のための研修等を実施する。 ○学校の更なる校務処理の効率化や教職員の業務負担軽減等に繋がる運用方法や機能追加を検討する。

●教育情報ネットワークの再構築（再掲　Ｐ９）

●学校における業務改善支援事業

実施内容 ・ 成果	○教職員の意識改革や学校単位での取組みの拡大等による自走的な業務改善体制の構築を図るため、専門コンサルタントを活用し、学校の業務改善を推進。 ・全小中学校の校長及びミドルリーダー１名を対象とした業務改善研修を実施。 ・業務改善ワークショップを実施。(20 校) ・令和６年度に業務改善支援を行った５校について、支援を継続。 ・業務改善に係る好事例をまとめた事例集を作成。 ○支援対象校へのアンケートにおいて、コンサルタントの支援が業務改善に役立つとの回答が約53%、業務改善支援により職場の雰囲気や個人の業務改善への意識が向上したとの回答が約 54%であった。

課題	○支援対象校以外にも、自走的な業務改善体制を効果的・効率的に拡大していく必要がある。
今後の取組み	○自走的な業務改善体制のさらなる拡大のため、全小中学校を対象に、専門コンサルタントを活用し、引き続き研修やワークショップを実施する。

●教頭マネジメント支援員の配置

実施内容・成果	○教職員の勤務管理事務や環境整備の支援など、教頭が行っていた業務の一部を負担する教頭マネジメント支援員を小・中・特別支援学校に配置（R7：20 人 24 校）。 ○これまで教頭が行っていた業務の一部を教頭マネジメント支援員が担うことで、教頭の負担軽減につながった。その結果、教頭が学校運営に注力できるなど、学校組織のマネジメントが強化されるとともに、教職員全体の時間外在校等時間の縮減につながった。
課題	○新任教頭を一人配置校に配置する場合は、人材育成等の視点から教頭マネジメント支援員の配置を継続していく必要がある。 ○教頭マネジメント支援員が配置されていない学校においては、突発的な事案等により、教頭の負担が大きくなっている。
今後の取組み	○教頭ＯＢを教頭マネジメント支援員に配置することにより、引き続き新任教頭の育成・負担軽減に取り組む。 ○新設校や、様々な課題により教頭の負担が過大となっている学校などに機動的に教頭マネジメント支援員を派遣する。

●学習指導員の配置（再掲　Ｐ８）

●教育支援員配置事業（再掲　P23）

●学校生活支援事業（再掲　P28）

●教育データ連携基盤の構築（再掲　Ｐ９）

7　安全・安心に学ぶことができる環境の整備

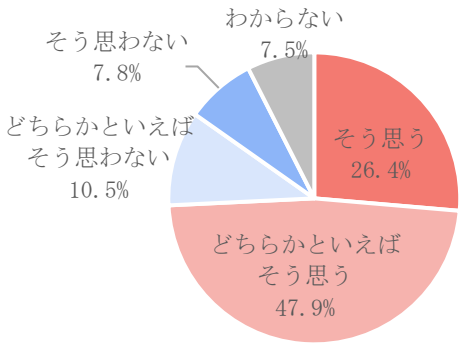
学校施設をはじめとした教育環境の向上や、関係機関等と連携した児童生徒の安全を確保する取組みなどにより、子どもたちが安全に安心して学ぶことができる環境の整備を推進する。

「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況

	指標		初期値（R6）	R7	目標値（R11）
①	建替え工事に着手した学校数		―	―	３校/年（R8～）
②	「あなたは安全に気を付けて、登下校できていますか」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）	児童	94.0%	95.5%	増加
		生徒	95.8%	97.2%	増加

補完指標（保護者へのアンケート調査結果）

学校や教育委員会は『子どもたちが快適で学習しやすい教育環境の整備』を進めているか。



指標・補完指標の分析

指標①「建替え事業」については、令和８年度から目標値に設定している新規建替え工事の３校着手に向け、設計等を実施した。今後も、財政負担の平準化を図りつつ老朽化した学校施設の建替えを計画的に推進できるよう取り組んでいく。

指標②「児童生徒の登下校時における安全意識」については、保護者や地域によるスクールガード[32]活動の継続的な実施により、肯定的な回答の割合は増加し高い水準を維持している。見守り体制の充実が、子どもたちの安全意識の醸成に寄与しているものと考えられる。

保護者からの評価については、「子どもたちが快適で学習しやすい教育環境の整備」の肯定的な回答の割合が約75%となっているものの、トイレの洋式化・乾式化については早期解決の要望を受けており、今後も着実に整備を進めていく。

学校施設の計画的な改修や空調整備、学校規模の適正化も適切に実施しているところであり、引き続き子どもたちが安心して学習できる良好な教育環境の整備を進めていく。

令和７年度の主な取組み

●体育館空調整備事業

実施内容 ・ 成果	○良好な教育環境を確保するため、市立学校体育館への空調整備を実施。 ○特別支援学校 10 校、小学校 35 校に整備を実施した。
課題	○近年の暑熱環境の変化等に対応するため、着実に整備する必要がある。
今後の 取組み	○令和 8 年度に小学校 90 校、令和 9 年度に小学校 22 校、中学校 66 校、高等学校 4 校へ設置する予定であり、着実な整備に取り組む。

●長寿命化改良

実施内容 ・ 成果	○学校施設の予防保全や機能向上を図るため、長寿命化改良を計画的に実施。 ○21 校（新規着手 11 校、継続実施 10 校）施工。
課題	○全体の約８割が築 30 年を経過しており、老朽化対策等が必要。
今後の 取組み	○学校施設長寿命化計画に基づき、財政負担の平準化を図りつつ、計画的に取り組む。

●校舎及び附帯施設等整備

実施内容 ・ 成果	○外壁改修工事については、17 校を実施した。 ○便所改造工事については、29 校を実施した。 ○危険なブロック塀の改修については、33 校を実施した。 ○スロープ設置によるバリアフリー化工事等、機能向上に向けた工事を適宜実施した。
課題	○施設の老朽化対策のほか、時代の変化に伴い、トイレの洋式化やバリアフリー改修等が必要。
今後の 取組み	○子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の確保に向け、財政負担の平準化を図りつつ、計画的に取り組む。

●建替え事業

実施内容 ・ 成果	○老朽化した学校施設の建替えを、原則として築年数の古い学校から順に計画的に推進。 ○令和７年度は、３校の実施設計などを行った。
課題	○学校施設は昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて集中的に建設されたものが多く、今後、一斉に更新時期を迎えることから、財政負担の平準化を図りつつ、計画的に実施していく必要がある。
今後の 取組み	○今後も、原則として築年数の古い学校から順に地域等と協議を行い、国庫補助を活用できる学校については、築 80 年を待たず建替えに着手できるよう取り組む。 ○学校規模の適正化が必要な学校については、建替えに併せてそれぞれの校区の実情に応じた取組みを検討する。

●箱崎中学校移転

実施内容 ・成果	○九州大学箱崎キャンパス跡地に整備する箱崎中学校･教育研究施設の基本設計を実施した。 ○地質調査を実施した。
課題	○周辺のまちづくりに合わせた施設とすることが必要。 ○教育研究施設について、最先端の学びの拠点となるよう検討を深化する必要がある。 ○財政負担の削減に向けた、効率的な施設とすることが必要。
今後の 取組み	○令和8年度に実施設計、令和9年度に工事着手を目指す。 ○教育研究施設について、配置する人員や導入する設備などの検討を進める。

●学校規模適正化事業

実施内容 ・ 成果	○小規模校や過大規模校が抱える教育課題を解決するため、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、事業を推進。 ・周船寺中学校（元岡地区新設中学校）の令和８年４月開校に向けた校舎等の建設工事、グラウンド等整備工事を実施。 ・舞鶴小中学校の校舎増築工事を実施 ・アイランドシティ地区新設中学校の基本設計を実施。 ・建替えに併せてそれぞれの校区の実情に応じた取組みを検討・実施。
課題	○小中学校の統合や分離、通学区域の変更に際しては、通学路の安全確保や地域コミュニティ活動への影響等について、地域等への説明を丁寧に行い、十分に理解を得ながら取組みを進める必要がある。 ○小中学校の分離については、用地の確保が困難な場合がある。
今後の 取組み	○学校規模の適正化が必要な学校について、それぞれの校区の実情を踏まえ、地域等への説明を丁寧に行い、十分に理解を得ながら取組みを進めていく。

●地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

<table>
<tr><td>実施内容
・
成果</td><td>
○保護者や地域のボランティアによるスクールガード（学校安全ボランティア）が、学校の巡回や登下校の見守りを実施。

○スクールガードリーダーによる学校巡回指導及び評価を各学校年１回実施。

○スクールガードリーダーによる防犯・安全教室を実施（令和７年度：５校実施）。

○スクールガード講習会をオンラインで実施。また、講演会の資料をＰＴＡや地域団体へ提供することで、保護者や地域の防犯意識を高めることができた。
<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">指標の内容等</th><th>Ｒ６</th><th>Ｒ７</th></tr>
<tr><td rowspan="2">活動の指標</td><td rowspan="2">スクールガード講習会の参加人数</td><td>目標</td><td>400 人</td><td>400 人</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>401 人</td><td>381 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">成果の指標</td><td rowspan="2">スクールガードの人数</td><td>目標</td><td>25,000 人</td><td>25,000 人</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>31,568 人</td><td>32,744 人</td></tr>
</table>
○学校行事での見守り等、無理のない範囲で参加できるスクールガードの活動が広がり、地域全体で子どもを見守る意識が高まってきている。

○スクールガードリーダーによる学校巡回指導の評価項目を改善し、学校の防犯対策の強化を図ることができた。
</td></tr>
<tr><td>課題</td><td>○地域によっては、世帯数の減少や高齢化の進行などの現状があり、子どもの見守り活動の推進が年々困難になっているところがある。</td></tr>
<tr><td>今後の取組み</td><td>○学校・地域・保護者が連携して行う登下校時の見守りや学校行事における安全確保等のスクールガード活動について、新規参加者の増加など更なる活性化に向けて、スクールガード講習会等を活用した啓発活動に取り組む。</td></tr>
</table>

8　学校と家庭・地域等の連携強化及び家庭・地域等における教育の支援

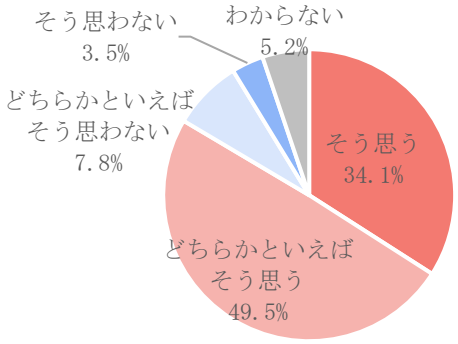
子どもたちは、家庭や地域の中で様々な体験や人との関わりを通して成長していくものであり、学校と家庭・地域等との連携強化を図るとともに、家庭教育や地域における学習活動の支援等に取り組み、学校や家庭を取り巻く環境が変化している中でも、地域全体で子どもたちの学びを支える持続可能な環境づくりを推進する。

「第３次福岡市教育振興基本計画」における指標の状況

	指標		初期値（R6）	R7	目標値（R11）
①	「携帯電話やスマートフォン、コンピュータ、ゲーム機などの使い方について、家族と約束を決めて、それを守っている」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（生活習慣・学習定着度調査）	児童	82.8%（R5）	89.4%	87.0%
		生徒	75.8%（R5）	85.4%	85.0%
②	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小６児童	86.3%	84.5%	88.0%
		中３生徒	79.4%	79.8%	81.0%

補完指標（保護者へのアンケート調査結果）

学校や教育委員会は『地域全体で子どもたちを育むための、積極的な情報発信や家庭・地域との連携に向けた取組み』を進めているか。



指標・補完指標の分析

指標①「携帯電話などの使い方について、家族との約束を守っている」については、小中学校ともに肯定的な回答の割合が令和５年度を上回っており、基本的生活習慣の定着や子どものメディア利用に関する保護者への啓発・家庭での取組み支援の成果が表れたものと考える。

指標②「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」については、肯定的な回答をした児童生徒の割合が、小学校６年生では令和６年度を下回っており、中学校３年生では令和６年度と同程度となっている。今後も、子どもたちが地域の中で様々な体験や人との関わりを通して成長できる機会を創出する必要がある。

保護者の評価については、「地域全体で子どもたちを育むための、積極的な情報発信や家庭・地域との連携に向けた取組み」の肯定的な回答の割合が約 84%であり、保護者への情報発信や地域との連携に関する学校や教育委員会の取組みが評価を得ていると考える。

地域全体で子どもたちの学びを支える持続可能な環境づくりを推進するために、学校公開の取組みや、学校ホームページでの学校情報の積極的な情報発信を継続するとともに、学校サポーター会議[33]やコミュニティ・スクール[34]等の場を活用するなど、地域との共働についての理解を深め、実践できるような取組みを推進していく必要がある。

令和７年度の主な取組み

●「学生サポーター」制度[35]活用事業

実施内容・成果

○教育委員会と協定を締結した 19 の大学が派遣する大学生を、学生サポーターとして学校で受け入れ、授業や課外活動の補助、休み時間の交流など、様々な教育活動を支援。

○各大学での説明会の実施や、一定以上の活動実績がある者に対する教員採用試験での優遇措置の実施など、学生サポーターの参加拡大に取り組んだ。

【協定締結 20 大学】

・九州大学	・九州産業大学	・九州女子大学	・久留米大学
・西南学院大学	・筑紫女学園大学	・中村学園大学	・日本経済大学
・福岡大学	・福岡教育大学	・福岡県立大学	・福岡工業大学
・福岡女学院大学	・福岡女子大学	・九州女子短期大学	・中村学園大学短期大学部
・西日本短期大学	・九州共立大学	・西南女学院大学	

○学生サポーターが子どもたちの学習を補助したり、遊び相手や相談相手になったりすることで、子どもたちの豊かな心の育成につながった。

○登録したすべての学生について、学生が活動を希望する学校へ配置することができた。

○学生サポーターとして活動した学生から、「やってよかった」「自分のためになった」「将来役に立つ経験ができた」「学校現場に触れるいい機会となった」という評価を受けた。

区分	指標の内容等		Ｒ６	Ｒ７
活動の指標	学生サポーター派遣実現率（受入実現校数／受入希望校数）	目標	―	100%
		実績	78%	90%
	学生サポーター受入学校数	目標	150 校	150 校
		実績	129 校	142 校
成果の指標	アンケートで「ためになった」と回答した学生の割合	目標	100%	100%
		実績	100%	100%

課題

○学生の希望に沿って派遣先の学校を決定しているため、派遣が実現しない学校がある。

今後の取組み

○学生の希望に加え、配置を希望する学校の要望に応えることができるよう配置の手法を改善していくとともに、大学・学生・市立学校へ向けて学生サポーター制度のメリットや活用事例などを周知する等、より充実した制度となるよう取り組みを進めていく。

●学校公開推進事業

実施内容・成果

○地域や保護者の学校教育に対する理解を深めるため、各学校で学期ごとを目安に、「学校公開日」を設定。

○安全を確保しながら、地域行事等に合わせて授業公開を行うなどの取り組みを行った。

○令和７年度は、全校でおよそ 32 万人の来校があった。

課題

○地域全体で子どもたちを育むという意識を高めるため、公開授業の充実が必要である。

今後の取組み

○学校公開の目的を学校へ十分周知するとともに、公開内容の充実に向け、支援を行っていく。

●学校サポーター会議推進事業

実施内容 ・ 成果	○保護者や校区在住の市民などが、校長の求めに応じて意見を述べたり、地域情報等を提供したりする学校サポーター会議を、「学校運営協議会[36]」設置校を除く全ての学校において開催。 ○学校からは「学校が目指す目標の情報共有を行うことができるとともに、学校の取組みについて理解を得ることができ、地域の協力体制が強化された」、「地域での子どもたちの様子など学校が把握しづらい情報を提供してもらえたことで、校内での指導に生かすことができた」などの意見が得られた。
課題	○一部の学校からは「構成員の多様化を図りたい」などの意見も出されている。
今後の 取組み	○保護者や地域に対する会議の活動状況等の広報や、日常の子どもの様子を見てもらう機会の提供等により、新たな構成員の確保や構成員の多様化につながるように支援を行っていく。

●コミュニティ・スクール推進事業

実施内容 ・ 成果	○保護者や地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置し、学校運営のさらなる改善を図るコミュニティ・スクールを実施。 ○令和６年度から設置している３校（小学校２校・中学校１校）においてモデル実施を継続するとともに、効果検証のため各委員へアンケート調査を行った。アンケート調査では、「情報共有ができるようになった」、「学校の経営方針や取組みなどに対する家庭や地域の理解が進んだ」などの項目で７割を超える肯定的な回答が得られ、短期的な効果を確認できた。
課題	○中長期的な効果の検証が必要である。 ○今後の取組みを検討するにあたり、地域性や学校規模の違いなど、多様な環境における効果検証を行う必要がある。
今後の 取組み	○令和６年度からのモデル校３校における継続実施を通して、中長期的な効果の検証を進める。 ○モデル校を拡大し、全 15 校（小学校 11 校・中学校４校）で実施する。

●家庭教育支援事業

実施内容 ・ 成果	○入学説明会等の機会に各学校で開催される学習会で、「基本的生活習慣」や「子どもとメディア」をテーマに講演を実施。（小学校12校、1,038人参加） ○家庭教育支援パンフレットやメディア啓発チラシを保護者に配布。 ○PTAと連携して、「早寝早起き朝ごはん」啓発講演会を７～８月にオンデマンドで配信、12月～１月に再配信を実施（視聴回数：計2,173回）。 ○家庭教育に関する知識や情報を提供するため、家庭教育支援講座を、対面にて９月～10月に全５回実施（134人参加）。 ○家庭教育支援講座のアンケート結果は、「とてもよかった」「よかった」と回答した保護者が97.7%であり、保護者の学習の機会を提供し、家庭教育の重要性について理解を深めることができた。
課題	○入学説明会等を資料配布や時間短縮により行う学校が増えており、学校で保護者を対象とした学習の機会を確保することが難しくなってきている。 ○福岡市PTA協議会や各学校のPTAの協力を得て講演会等の周知を行っているが、講演テーマによって受講希望者数に差がある。
今後の 取組み	○学校に対して、入学説明会のみならず、保護者懇談会等においても、保護者の学習の機会を提供するよう促していく。 ○講演テーマについては、保護者のニーズを踏まえながら選定する。 ○講師の了解が得られたものについては、講座終了後、アーカイブ配信を行うなど、一人でも多くの保護者が学習できる機会を設けていく。

●ＮＰＯとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業

実施内容 ・ 成果	○NPO と共働で不登校児童生徒の保護者支援事業を実施。 ・不登校ほっとラインの運営（電話相談：月・木 10 時～15 時、メール相談：随時、相談対応数：142 件)。 ・「不登校の悩み語り合いませんか」の開催（原則毎月第４土曜日、参加 163 人)。 ・不登校セミナーの開催（年５回、会場での参加 206 人、録画視聴 1,133 人)。 ・学校の不登校「保護者の会（懇談会)」の開催支援（24 校で開催、合計 300 人参加)。 ・不登校の保護者支援サポーター養成講座の開催（年６回、参加 37 人)。 ○不登校セミナーは毎回満席で好評を博しており、保護者の関心が高いテーマを設定したことにより、満足度も高かった。 ○「不登校セミナー」録画については、多数の教職員等学校関係者が視聴しており、不登校の理解や支援に係る研修の機会にもなっている。
課題	○「保護者の会（懇談会)」の開催を希望する学校が増えているため、開催支援の要望に応えていく必要がある。
今後の 取組み	○「保護者の会（懇談会)」について、より多くの開催支援の要望にこたえられるよう体制の更なる充実を図る。 ○教育委員会と NPO が連携を図り、不登校児童生徒の保護者や教職員（教員や教育相談コーディネーター、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど)に情報が行き届くように、不登校ほっとラインや学校の不登校「保護者の会（懇談会)」の開催支援、各種セミナーの周知を行う。

●地域の教育力育成・支援事業

実施内容 ・ 成果	○学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「福岡市地域の教育力育成・支援協議会」において、保護者等を中心とする地域グループに対し、助成金を交付し、学習活動等の支援を実施。 ・家庭の教育力パワーアップ事業として、家庭教育に関する学習活動等を行う小・中学生の保護者を中心とする地域グループを助成（18グループ)。 ・共生する地域づくりグループ事業として、人権課題当事者を中心とした、人権課題の解決等に向けた学習活動等を行う地域グループを助成（８グループ)。 ・地域学び場応援事業として、小・中学生を対象に放課後等補充学習を行う、保護者等による地域グループを助成（10グループ)。
課題	○既存の地域グループの活動充実や、新規申請の地域グループが効果的な活動を継続して行えるよう、他グループの活動事例などの情報提供を充実させていく必要がある。
今後の 取組み	○助成金交付申請書提出後に行う面談や学習会等への訪問を通じて、地域グループの活動実態やニーズを把握し、より効果的な取組みとなるよう、助言や、活動の好事例の紹介などに取り組む。

９　社会教育における人権教育の推進

社会教育における人権教育を推進するために、「福岡市人権教育・啓発基本計画実施計画（令和６年度～令和９年度）」に基づき、人権尊重のまちづくりに取り組む市民の主体的な活動への支援に取り組む。

指標の状況

	指標		初期値（R4）	R7	目標値（R9）
①	「活動を通じて、地域住民の人権意識が向上するなどの効果があった」という設問に対し、「効果が上がっている」「少しずつ効果が上がっている」と肯定的に評価した回答の割合 （福岡市教育委員会調査）	人尊協会長	90.3%	93.2%	95.0%

※「福岡市人権教育・啓発基本計画実施計画」における事業目標

指標の分析

指標①「地域住民の人権意識の向上」については、肯定的回答の割合が目標値の 95.0%到達に向けて徐々に伸びてきており、各人権尊重推進協議会が校区の人権課題の把握に努め、研修・講演会・啓発活動などの地域に根差した取り組みを継続している効果だと考えられる。

今後も区関係課と連携しながら、各人尊協の実情に応じた適切な助言・指導を行うとともに、全市交流会やスキルアップ講座を通して、組織の企画・運営力の強化に取り組んでいく。

令和７年度の主な取組み

●人権啓発地域推進組織育成

実施内容 ・ 成果	○様々な人権問題の解決を目指す学習・啓発活動を地域ぐるみで行う人権尊重推進協議会等（以下「人尊協」という。）の育成・支援を実施。 ・人権啓発地域推進事業補助金の交付（146 組織） ・人尊協の育成（活動に対する助言、支援等） ・人尊協の結成準備（新たに組織される際の支援） ・全市交流会（活動をより効果的に推進するための事例発表や講演会の開催　参加者 292 人） ・スキルアップ講座（活動に役立つスキルの習得および区を越えた情報交換の場づくり　全３回、参加者のべ 60 人） ○それぞれの地域において、創意工夫を凝らした学習・啓発活動が行われており、すべての人の人権が尊重されるまちづくりの推進に寄与した。
課題	○人尊協の組織運営に関する地域指導者人材の不足、参加者の固定化などを解消する必要がある。 ○人尊協未設置校区を解消する必要がある。
今後の 取組み	○地域指導者の育成および新規参加者の開拓については、各生涯学習推進課と連携し、全市交流会やスキルアップ講座等の機会を通じて企画・運営・広報の手法や他校区の事例等の情報提供を行う。 ○未設置校区については、引き続き区生涯学習推進課と連携しながら、校区の実情に応じた働きかけを行う。

●地域の教育力育成・支援事業　**（再掲　P45）**

１０　図書館事業の充実

魅力ある図書館づくりを推進するために、「福岡市総合図書館新ビジョン」の基本理念「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」をめざした取組みを行う。

指標の状況

指標の概要		初期値（H29）	R7	目標値（R7）
「窓口サービス」「図書館利用サービス」「開館時間及び休館日」の３項目の満足度調査に対し、「大いに満足」「満足」と回答した、図書館利用者の割合（福岡市教育委員会調査）	図書館利用者	87.2%	92.1%	90%

※「福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標」における指標

指標の分析

令和７年度図書館事業の指標「図書館サービスの満足度」は、毎年５月に実施する図書館利用者アンケートによるものであり、表に掲げている指標は３項目（挨拶・接遇などの「窓口サービス 98.7%（令和６年度 98.4%）」、貸出冊数・貸出期間などの「図書館利用サービス 95.5%（令和６年度 95.3%）」、各図書館の「開館時間及び休館日 92.1%（令和６年度 90.1%」）の満足度のうち、最低値を示す項目である。

「開館時間及び休館日 92.1%」の満足度は、令和６年度を上回る評価となり、目標値である 90.0%を超える評価となっている。さらに同アンケートによる総合的な満足度については 97.3%と令和６年度（97.8%）と同様に高い評価を得ているところである。

令和７年度末にホームページをリニューアルするなど情報発信に努めており、引き続き、魅力ある図書館づくりに取り組んでいく。

令和７年度の主な取組み

●図書館資料収集等【図書サービス課、文学・映像課】

実施内容・成果

○図書資料のほか、歴史的公文書、行政資料、古文書資料等の文書資料など、市民の生涯学習活動や芸術・文化活動等に必要な資料の収集・提供を実施。

【図書資料部門】

・約 204 万冊の図書資料を収集し、個人貸出冊数は約 351 万冊であった。

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
収集冊数	53,696 冊	27,363 冊	25,057 冊	24,956 冊	約 204 万冊
個人貸出冊数	3,108,185 冊	3,923,418 冊	3,884,860 冊	3,552,297 冊	約 351 万冊

【文書資料部門】

・公文書 722 冊、行政資料 882 冊、古文書資料 1,858 点、郷土資料 610 冊（福岡文学資料を含む）、文学館資料 107 点を収集した。

課題	【図書資料部門】 ・利用者のニーズに可能な限り応じられる選書に努めているが、図書資料の個人貸出冊数が伸び悩んでおり、要因分析や対応策の検討が必要。 【文書資料部門】 （公文書） 歴史的公文書に対する原課の保存意識の向上と文書管理制度の見直しを図る必要がある。 （古文書資料・郷土資料・文学館資料・行政資料） 未整理資料の整理を進めるとともに、収集・整理した資料の情報提供を一層充実させる必要がある。
今後の取組み	【図書資料部門】 ・図書資料収集方針に基づき、適切な蔵書構成に取り組む。 ・要因分析も踏まえ、館内展示の工夫や多様な読書イベント、講演会の実施、子どもの読書活動の支援などの取組みを進め、図書館と図書資料のさらなる魅力の向上に取り組む。 【文書資料部門】 （公文書） 市の文書主管課との協議を進め、現行文書管理制度の見直しを行っていく。 （古文書資料・郷土資料・文学館資料・行政資料） 未整理資料については、新規受け入れ分を含めて優先順位に沿って整理を進めていくとともに、ホームページでのデータ公開やリーフレット配布などによる情報提供を行う。

●電子図書館推進事業

実施内容・成果	○図書館に来館不要で 24 時間 365 日、電子書籍を検索・予約・貸出できる電子図書館を運用。 ○838 点の電子書籍を購入し、貸出点数は 27,306 点であった。 ○音声読み上げや文字の拡大ができる電子書籍があることで、障がい者や高齢者、子どもにも優しいサービスの提供が可能となり、利用者の拡大に繋がった。
課題	○紙の図書と比べて電子書籍のコンテンツ利用権が高額であったり、利用回数や利用期間に制限がある書籍コンテンツが多い。 ○貸出点数が伸び悩んでおり、要因分析や対応策の検討が必要。
今後の取組み	○要因分析も踏まえ、利用回数が無制限で複数人同時利用が可能なコンテンツを期間限定で導入するなど、利用者ニーズを踏まえた電子書籍のコンテンツの充実や、来館不要で利用できる電子図書館の周知を図るなど、利用者増に取り組む。

●アジア映画等貸与事業

実施内容・成果	○収蔵しているアジア映画等の活用を促進するため、著作権交渉を行い、新たに 1 作品のブルーレイ・ディスクを作成。貸与できる作品は 15 作品となった。 ○ホームページ等で事業を PR し、他都市の公共施設等に有償貸与するとともに、市内の公民館で上映。 ○他都市の公共施設等への有償貸与件数は 11 件。 ○図書館職員が出向いて開催するアジア映画の上映会を 32 の公民館で計 33 回実施。
課題	○より多くの収蔵作品の活用を図るため、貸与可能作品を増やしていく必要がある。 ○公民館からの依頼が増えた場合は日程や人員的な調整が困難となる可能性がある。
今後の取組み	○毎年２作品程度、新規の貸与可能作品を追加予定。 ○可能な限り数多くの公民館で上映会を開催するため、委託等の手法を検討する。

１１　放課後等における居場所の充実

放課後等に保護者が就労等により不在である子どもたちが安全に過ごせるよう、学校や地域、保護者などの協力を得て放課後児童クラブを運営するとともに、放課後等に自由に安心して遊べる場として、わいわい広場を実施する。

指標の状況

	指標の概要	初期値 (R6)	R7	目標値 (R11)
①	放課後児童クラブの確保方策（利用可能な児童数）	18,274 人	19,295 人	22,500 人
②	わいわい広場を実施している小学校区数	146 校 （全校実施）	146 校 （全校実施）	全校実施

※「第６次福岡市子ども総合計画」における確保方策・事業目標

指標の分析

放課後児童クラブ事業については、現在、入会を希望し、入会要件を満たす児童は全て入会できており、今後も児童が安心して遊び、生活することができる環境を確保するため、引き続き、狭隘・老朽化した施設の増改築を計画的に進めていくとともに、放課後児童クラブで従事する人材の確保・育成、業務負担の軽減に取り組む必要がある。

今後も、タブレットを活用したオンライン研修と対面での研修を使い分けて行うなど、支援員等の資質向上に取り組むとともに、広報媒体等を積極的に利用し、支援員等の人材確保を図りつつ、将来的な児童数の推計等に留意しながら計画的な施設整備を進めていく。

わいわい広場の実施校については、令和７年度も全校区実施を達成した。今後は、雨の日や猛暑日などにおける屋内での実施場所の確保について、学校ごとに施設状況や利用調整の課題が見られるため、関係部署との連携を図りながら取り組んでいく。

令和７年度の主な取組み

●放課後児童クラブ事業

実施内容 ・ 成果	○保護者や同居する親族などが就労等のため、放課後等に帰宅しても家庭において保護が受けられないことが常態である児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供。 →開設箇所　141 か所。（未設置校区：志賀島、勝馬、能古、玄界、小呂） ○狭隘・老朽化した４施設について増改築工事を実施（三宅、舞松原、石丸、下山門）。 ○放課後児童クラブの支援員等の確保については、市政だよりへの掲載や公共施設へのリーフレットの配架等により、引き続き広く市民への情報発信を行った。あわせて、若年層に関心を持ってもらえるよう、福岡市都市圏の大学や専門学校等に学生への周知を依頼するとともに、新たな広報媒体の活用により、支援員等の募集に関する問い合わせが増加した。さらに、長期休業中の勤務が少ない学習指導員等のスタッフに対し、放課後児童クラブの活動を紹介することで、補助支援員の追加登録につなげた。 ○支援員等への研修について、対面形式とオンライン形式を使い分けて実施することで、受講機会を確保した。 ○入退室管理システムを全 141 か所に導入し、正確な入退室管理で児童の安全確保や保護者の安心感の向上を図るとともに、連絡帳の電子化により、保護者の利便性向上や現場スタッフの負担軽減につなげることができた。
課題	○将来的に狭隘化が見込まれる施設については、今後の利用児童数の推移に留意しながら、計画的に整備を行っていく必要がある。 ○支援員等の募集について、広報ツール等を積極的に活用し、人材の確保を図る必要がある。 ○支援員等の資質向上を目的とした研修体制の充実を図る必要がある。 ○入会児童数の増加に伴う支援員の負担感を軽減するとともに、児童が安全・安心に過ごすことができる環境を整備する必要がある。
今後の 取組み	○引き続き、利用児童数の推移を踏まえ、増改築を実施する。 ○支援員等の募集について、広く市民に放課後児童クラブの仕事に興味を持ってもらえるよう広報活動を強化するとともに、各種学校等への訪問活動等を行うなど個別、効果的なアプローチを行う。 ○支援員等に対してタブレット等を活用したオンライン研修や、対面での研修等を継続して実施し、さらなる人材の質の向上に取り組む。

●放課後等の遊び場づくり事業（わいわい広場）

実施内容 ・ 成果	○放課後の校庭等を活用して、146 箇所で実施。 ・常設 143 箇所、スタッフを派遣する臨時的実施　３箇所。 ・令和６年度は臨時的に実施をしていた志賀島小学校のわいわい広場を常設化した。 ○児童にとって安心安全かつのびのびと主体的に遊べる場を提供。 ＜わいわい広場参加人数等＞

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
登録児童数	18,372 人	19,342 人	20,723 人	21,827 人	23,305 人
延参加人数	248,689 人	370,653 人	374,762 人	391,237 人	413,478 人

課題	○子どもたちにとって自由に主体的に遊ぶことのできる魅力的な遊び場となるよう、より一層事業の充実が必要である。 ○雨の日や猛暑日などにおける屋内での実施場所を確保する必要がある。
今後の 取組み	○事業者選定手続きや、履行状況において確認した課題を随時事業者へ共有すること等を通じ、委託事業者による人材育成や事業運営の質の向上を図る。 ○体育館等の学校施設（室内）の活用について、各学校と調整し、遊び場の充実に努める。

Ⅴ　学識経験者による意見

福岡教育大学大学院 教育研究学科 教授　西山 久子 氏

「第３次福岡市教育振興基本計画」にもとづく教育施策の推進初年度として、「令和７年度 教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書」の内容を検討し、以下の通り意見を述べる。

「第３次福岡市教育振興基本計画（基本計画）」では、目指す人間像に「自分の可能性を信じ、様々な変化や困難に主体的に向き合い、他者と力を合わせ、豊かな人生やよりよい社会を切り拓く人」を掲げ、身に付けてほしい力として、「自ら学ぶ力」「他者と協働する力」「未来をつくる力」を掲げている。それに向け、「子どもを主体とした学びの推進」、「多様な教育ニーズへの対応」、「教員の資質・意欲の向上」、「安全・安心な教育環境の整備」、「地域連携の推進・家庭教育の支援」を基本方針とし、全体に向けた視点に、「Well-being（ウェルビーイング）」と「ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）」を掲げて教育活動が展開されている。令和７年度が第３次に改まった基本計画実施の初年度にあたることから、基本計画推進の方向性を示す重要な１年となる。11 項目からなる各施策および重要諸概念ごとに検討を行い、最後に総括を行う。

施策１　確かな学力の育成

自律的に学ぶ力の育成を軸に、研究指定校での授業改善、学習指導員 223 名の配置、全校での補充・発展学習の実施、教育データ連携基盤の構築、ICT 活用の拡大、市立高校の魅力化などを進め、学力向上と主体的な学びの定着を図った。

データ連携基盤やクラウド型校務支援システム等の整備が進む中、得られた情報を必要に応じて取り出し、校内委員会等に役立てる方途を考えたい。今後もさらに各領域の担当者との間で、充実した支援への活用の仕方など、教育の質的向上につながる仕組みづくりを想定した協議や協働が進むことを期待する。

施策２　豊かな心の育成

自尊感情や思いやりなどは概ね高水準を維持しつつ、読書意欲低下への対応として学校司書を増員し、人権教育研修やいじめゼロプロジェクトを全校で展開するなど、豊かな心を育む取組を強化した。

指標①：自己肯定感の醸成が前年度比で小６・中３ともに約３％上昇した点は特筆に値するが、それをもたらしたものが道徳や体験活動を中心とした内容としてよいのか、例えば非認知能力の育成が教育課程内外で行われたことやキャリア教育等のなかで育まれたことも影響しているとも考えられる。好ましい結果の維持･向上のためにも可能な範囲で精査していただきたい。

施策３　健やかな体の育成

指標①：運動習慣は横ばいで推移する中、民間プール活用校を大幅に拡大し、給食費無償化や食育指導の充実を進めることで、子どもの健康づくりと体力向上に取り組んだ。

全国中学校体育大会の開催などにより、日頃取り組んでいるスポーツのハイレベルなパフォーマンスに接することで、同年代の仲間からの刺激の大きさが推察され、貴重な機会であったと考える。健やかな体の育成にあたり、児童生徒が生涯を通して自らの心身の健康管理に関わる視点で、運動や生活習慣の維持について、学校教育の学習内容に含めるべきではないかと考える。

施策４　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

不登校支援の強化、百道松原中学校・城浜高等学園の開校、特別支援学級の増設、医療的ケア児支援、日本語指導体制の拡充など、多様なニーズに応じた学びの保障と社会的包摂を推進した。

指標①～④における数値がいずれも上昇している点は成果と言える。不登校支援では専門的相談・指導等につながっていない児童生徒は未だ半数おり、専門職に不登校状況の克服への具体的かつ専門的な協力が得られるよう働きかける方向性には異論はない。ハイリスクの児童生徒及びその保護者への認知度向上についてさらなる詳細な検討が有効であり、対策に示された「教育相談・学びの相談 Guide」の更なる活用に期待したい。学びの場として、ステップルーム（校内教育支援センター）・教育支援センター・学びの多様化学校・夜間中学と、多様な選択肢があることは、特筆に値する。さらに先駆的に全

中学校に配置された専任の「教育相談コーディネーター（Co.）」も、重要な教育資源であるが、課題にある担当教員の交代の早さへの対処は、不登校傾向の生徒の継続的な支援や校内での安定的な居場所の維持の点からも喫緊の課題である。教育相談 Co.が担うべきとされるチーム学校での生徒支援に向け、「SC/SSW を含む校内外の資源のコーディネート・校内の不登校の予防・ステップルームの継続的な運営・若年層も多い学級担任へのコンサルテーション」等には専門的力量が求められる。現在既に行われる教育相談 Co.の育成は、こうした内容を網羅しているが、入れ替わりの早さのため、常に初任段階の内容を多く含む研修にせざるを得ず、結果として専門性の深まりや当事者の効力感の高まりを妨げかねない。専任教員の養成を広く展開することで、交代の頻度の高さにより専門性の確立や更なる発展を妨げない仕組みが必要である。

施策５　教員の確保及び資質・能力の向上

研修講座 139 講座の実施、ICT 研修の強化、メンタルヘルス支援や不祥事防止研修の継続など、教員の資質向上と専門性の強化を図った。

指標からは、現在の状況の中で可能な人材確保に向けた取組が、高値にあることが示されている。指標①：採用に関しては、今後も継続して他都市の状況や社会の動向をふまえ、よりよい定数確保の取組の工夫が期待される。また、指標②：授業研究等における中学校での取組状況の減少は、分析が示す対策にある、モデル事例の構築をはじめとする現状に合った「学び続ける教師」の在り方の検討を期待する。課題を抱える児童生徒への支援を検討する等の教育的ニーズへの対応と事例研究を結び付けるなど、既存の児童生徒支援を学びにつなぐことも検討されたい。加えて、本指標で中学校教員の実践的研修の実施に関する数値が下がったことと、施策６の指標①で教員全体の回答が大きく上昇したことの兼ね合いを精査すると、より丁寧な方針が立てられるのではないか。指標③：今後、教職経験の少ない教員に対しても、学校教育に参画する構成員として、彼らの適切な指導に役立つミドルリーダーの養成・支援の質を高めるなど、複層的な研修による更なる高度化を期待する。

施策６　教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり

「子どもと向き合う時間」の改善が進む中、スクールサポートスタッフや教頭マネジメント支援員の配置、校務支援システムのクラウド化、専門家による業務改善支援など、働き方改革とチーム学校の体制整備を進めた。

指標①:子どもとの時間・授業を高める時間が取れていると回答した教員が半数を超え大きく増加した点は特筆に値する。また、指標②：学校運営の現状が共有されていると認識する教員はほぼ全員となっており、かつ校長のリーダーシップを問う質問にも肯定的回答が多い。一方で、86.6%のこの設問の回答が属性による偏りがないか検討すると、どの層に伝える必要があるかが見えるのではないか。前項で指摘の通り、今後可能なら小学校教員と中学校教員とに分けた分析ができるとよい。

施策７　安心・安全に学ぶことができる環境の整備

体育館空調整備、老朽化施設の改修、危険なブロック塀の改修などの施設整備を進めるとともに、スクールガードによる見守り活動の充実を図り、安全・安心な教育環境の確保に取り組んだ。

指標②:子供自身の安全へ注意した行動が高値である点は取組の成果と考える。この点は保護者の意見も得られるとよい。

施策８　学校と家庭・地域等の連携強化及び家庭・地域等における教育の支援

学校公開の活発化、コミュニティ・スクールや家庭教育支援講座の充実など、家庭・地域との協働体制を強化した。

指標①：携帯電話をはじめとする各種機器の使用に関するルールへの意識が小学校・中学校で高まったことは、教育委員会・学校の尽力の成果である。一方、指標②：社会貢献の意識の向上をはかるには、地域社会との交流のみならず、他者意識などのような社会情動的･非認知的能力の向上と並行した取り組みが必要ではないか。

施策９　社会教育における人権教育の推進

指標①：人権意識向上が高い水準で推移する中、人権尊重推進協議会への支援や交流会・研修の実施を通して、地域における人権教育の担い手育成と活動の活性化を図った。

人権にかかわる施策の評価者の設定が難しいことは推察される。やがて社会人となる児童生徒が学校で学んでいる人権教育との接続も成果として示せるのではないか。

施策 10　図書館事業の充実

指標①：利用者満足度 92.1%を維持しつつ、図書資料や電子書籍の充実、アジア映画の貸与作品の拡大など、多様な学びを支える図書館サービスの向上に取り組んだ。

図書館事業は、施策２に示される学校教育における読書の充実への取組と関係する項目であり、子どもの読書習慣の向上につながるような取組みを期待したい。

施策 11　放課後等における居場所の充実

放課後児童クラブの利用拡大と運営体制の強化、入退室管理システムの導入、わいわい広場の全校区実施など、放課後の安全で豊かな居場所づくりを推進した。

子供の居場所に保護者が安心して子供を預けられることは、親子共に安心・安全な生活を送るための社会資源となる。放課後児童クラブ（学童保育）の環境面と運営面の向上が図られ、待機児童が無い状態であることが示され、取り組み状況の充実がうかがえる。一方で、支援員等が担う役割は重要であり、適切な人材の確保や育成をさらに充実させる必要性を示している。また、放課後等デイサービスも本市の障がい児通所支援として取り組まれている実態があることから、障害や発達に特性がある子供の居場所についても、可能なサービスが提案されていることが本項または適当な個所に記されているとよい。

本市教育委員会の活動状況に関わる意見を総括として示す。まず、定量的なエビデンスに基づき、教育に関わる質の高度化を達成するため、論理的根拠の提示された本報告は、関係各所との連携のもとに集約されており、貴重な教育施策の指針が得られる資料と言える。まずは、本資料の集約に尽力された教育政策課および関係各所に敬意を表したい。

指標の中には令和６年度の時点で既に高い値を出している箇所も多く、令和７年度においても同様の成果が出た場合、評価に関係各所の取り組みをどうすべきかの示唆を得ることが困難になる。特に 90%を超える肯定的回答の設問だけでも、帯グラフで示すなど、「あてはまる」・「どちらかといえばあてはまる」の回答を階層化して示す方が良いのではないかと考える。

教育の成果は、必ずしも単年度の成果に顕著に表れるものではない。教師が児童生徒に提供している指導や支援が成果となるのは、むしろ数年・数十年先のことかもしれない。しかし、各取組の結果が、そうした数年後・数十年後の成果を予見するものとなるかを、年度ごとの成果指標から可能な限り見出すことを目指すのが本報告の役割であろう。

令和７年度の点検・評価結果を通して、福岡市教育委員会が「第３次福岡市教育振興基本計画」に基づき、学力の向上、多様な教育ニーズへの対応、教員の働き方改革、安全・安心な教育環境の整備など、多岐にわたる施策を着実に推進していることが確認できた。特に、子どもを主体とした学びの推進や教育データ連携基盤の構築、特別支援教育の拡充、学校司書の増員、放課後の居場所づくりなどは、全国的にも先進的な取組として評価できる。一方で、学校間の取組差、教職員のウェルビーイングの低下、支援体制の一貫性、実装段階におけるデータ連携基盤の利用者に有益な利活用など、今後の改善が求められる課題も明確になった。

まず、学力向上に関しては、「自律的に学ぶ力」を育む授業改善が進展しているものの、学校間の実践の差が依然として存在する。研究指定校の成果を全市的に共有し、授業改善の標準化と質保障を図ることが重要である。また、教育データ連携基盤の構築は大きな前進であるが、データを教育支援に生かすための教員研修や運用体制の整備が不可欠である。

次に、多様な教育ニーズへの対応では、不登校支援、特別支援教育、日本語指導などの体制が拡充されている点は高く評価できる。しかし、学校･家庭･関係機関の連携には改善の余地があり、シームレスな支援に向けコーディネート機能の強化が求められる。多様な背景からなる不登校や医療的ケア児や外国につながる子どもなど、支援が複雑化するケースでは、児童生徒の支援を専任でコーディネートできる専門性のある教員の養成が中学校で先駆的に進められていることから、その資源を活用したり小学校にも発展させ、チーム学校の中で校内外の専門職を活用した支援体制をさらに整備していくことが必

要である。

教員の資質向上と働き方改革については、研修体系の充実や校務支援システムのクラウド化、サポートスタッフの配置など、環境整備が進んでいる。一方、教職員の「仕事の喜び」指標の低下は看過できず、業務の削減や役割分担の見直しなど、学校業務自体の再設計が求められる。教員のウェルビーイング向上は、子どもの学びの質にも直結する重要な課題である。

さらに、学校施設の老朽化対策や安全確保、家庭・地域との連携、人権教育、図書館サービス、放課後の居場所づくりなどの分野では、一定の成果が見られるものの、持続可能な運営体制の構築が今後の鍵となる。特に、コミュニティ・スクールの拡大や地域人材の活用は、学校と地域が協働して子どもを育てる仕組みとして、より一層の推進が期待される。

総じて、福岡市の教育は多方面で前進しており、子どもたちの学びと成長を支える基盤は着実に強化されている。一方で、教育の質の更なる向上には、「子ども・教職員・地域のウェルビーイング」をはかり、データと教育活動の質的な検討により、協働を推進する持続可能な教育システムを目指されたい。第３次教育基本計画における今後の取組にも、初年度に得られた施策の成果と課題を丁寧に検証し、福岡市の教育が全国をリードするモデルとなることを期待する。

福岡教育大学 教育学部 教授　生田 淳一 氏

第３次福岡市教育振興基本計画は、現代の教育が直面する多様な課題に対応するための基盤として、「Well-being（ウェルビーイング）」と「DX（デジタルトランスフォーメーション）」を掲げている点に大きな特色と価値があります。ウェルビーイングの視点により、子どもたちや教職員の心身の健康などを重視し、安心して学び合う環境づくりを推進しています。また、DX を推進することで、デジタル技術を教育や学校運営に効果的に取り入れ、個別最適化された学びや業務の効率化を実現しようとしている点も、時代の要請に即した先進的な取り組みといえます。これらにより、「自分の可能性を信じ、様々な変化や困難に主体的に向き合い、他者と力を合わせ、豊かな人生やよりよい社会を切り拓く人」を育むという目標に向け、体系的・総合的な教育施策が展開されています。令和７年度は、第３次計画の方向性を踏まえた施策推進が着実に進行しており、その取り組みが全体として福岡市の教育の進展に寄与していることがうかがえます。

以下に、11 施策ごとの主な成果・課題および今後の指針について所感を述べます。

施策１　確かな学力の育成

「確かな学力の育成」については、モデル校による主体的な学びの推進など、学力向上策が具体化し、基盤整備が進んでいます。授業内容の理解度に関する指標が令和６年度と比較して若干下回っています。また、課題解決に主体的に取り組む姿勢の育成がいまだ十分でない点も指摘されます。児童生徒の「自律的な学び」を促進する授業改善や「個別最適な学びと協働的な学び」を実現する環境の整備をさらに推進することで、学力定着と意欲向上、さらには「自ら学ぶ力」の育成につながると考えられます。

施策２　豊かな心の育成

「豊かな心の育成」については、道徳教育や体験活動を通じた自己肯定感や思いやり、社会性の涵養が一定の成果を上げています。児童生徒のいじめに対する認識や道徳的行動は安定していますが、一方で、現在、情報モラル教育の体系的な推進への関心が高まっており、地域や保護者との連携強化がさらに必要と考えられます。家庭・地域とのさらなる協働を促進し、児童生徒の社会性育成を支える環境づくりが不可欠です。

施策３　健やかな体の育成

「健やかな体の育成」については、体力向上を促す取り組みが一定の成果をあげています。一方で、自主的な運動の意欲がやや低下しており、健康的な生活習慣づくりのための継続的な取り組みが求められます。今後は、運動の楽しさを実感できるプログラムの充実や生活習慣指導の強化を図る必要があります。

施策４　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」については、教育支援員の配置拡充や研修による教員の意識の高まりが、不登校の防止や多様なニーズへの対応に寄与しています。一方で、支援体制の周知不足や教職員の支援能力向上、児童生徒の個別の教育支援計画の実効性の強化が課題といえます。今後は、教育支援員の資質向上研修や効果的活用の周知徹底、実態調査の継続に努め、包摂的な教育環境をさらに深化させる必要があります。

施策５　教員の確保及び資質・能力の向上

「教員の確保及び資質・能力の向上」については、採用手法の多様化や大学との連携強化により教員志願者数が増加し、研修講座も充実しています。一方で、ストレスチェックの活用率低下など、教職員の心身の健康管理に課題が残ります。中学校では、教員の実践的な研修の充実も課題となっています。今後は、健康推進施策とメンタルヘルス対策の強化、学校横断的かつ協働的な研修体制の整備・充実を進める必要があります。

施策６　教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり

「教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり」については、働き方改革の推進により教員の授業準備時間の確保が改善され、スクール・サポート・スタッフの配置やクラウド型校務支援システムの導入など、多様な支援が進んで

います。教員の業務負担軽減は進んでいるものの、さらなる効率化が必要です。具体的には、チーム学校体制の強化や業務改善のためのコンサルタントの活用などを推進し、教員が教育活動に専念できる環境整備を共創することが求められます。

施策７　安心・安全に学ぶことができる環境の整備

「安全・安心に学ぶことができる環境の整備」については、学校施設の改良や空調整備が進み、安全な登下校の確保率も高くなっています。保護者の教育環境整備に対する認識は高まっているものの、施設の老朽化への対応については、引き続き、建替えや施設改修計画を着実に推進し、安心で快適な学習環境を実現できるよう継続的な取り組みが求められます。

施策８　学校と家庭・地域等の連携強化及び家庭・地域等における教育の支援

「学校と家庭・地域等の連携強化及び家庭・地域等における教育の支援」については、地域に根ざした体験活動や家庭教育支援の推進など、連携強化に取り組んでいます。施策２の豊かな心の育成にも、家庭や地域との協働は重要であり、今後は、情報安全教育や学習環境づくりの連携を強め、「他者と協働する力」の育成を意識して、持続可能な支援体制を構築する必要があります。

施策９　社会教育における人権教育の推進

「社会教育における人権教育の推進」については、地域住民の人権意識向上や啓発活動が着実に進展し、推進組織の強化につながっています。今後は、組織の企画・運営力をさらに高め、市全体への浸透が求められます。そのため、研修や全市交流会を活用し、各推進組織の運営能力の強化と連携推進を図る必要があります。

施策 10　図書館事業の充実

「図書館事業の充実」については、資料整備や利用促進策が進められ、市民の知的資源の拡充に寄与しています。利用者数や利用時間をさらに増加させるためには、地域サービスとの一体的な展開が課題といえます。今後も、地域公共施設等が相互に連携し、多様な市民ニーズに応えるサービスの充実に努める必要があります。

施策 11　放課後等における居場所の充実

「放課後等における居場所の充実」については、放課後の居場所づくり事業が広がり、子どもたちの安心感の向上に役立っています。ただし、持続的な運営のための人材育成には課題があるといえます。質の高い居場所支援体制の確立に向け、定期的な評価と改善による体制強化に努める必要があります。

本報告書に示されたとおり、福岡市の教育は多面的な課題に対して体系的かつ効果的に取り組んでおり、施策の推進状況は良好な状況と考えます。特に「ウェルビーイング」と「デジタルトランスフォーメーション」を基盤とした施策展開は、21世紀の教育の質的向上に不可欠であり、市民や教育現場のニーズに応えるものです。今後は、各施策で挙げられた課題を踏まえつつ、児童生徒の個別ニーズによりきめ細かく対応し、教職員の負担軽減と成長支援を両立させる環境整備を強化してほしいと期待します。

また、家庭や地域との連携強化、多様な教育ニーズへの包括的支援、人権教育の推進を加速し、福岡市全体で子どもたちの「自分らしい生き方」と可能性を支える教育環境をさらに充実させていただきたいと願います。そうした取り組みが、「未来をつくる力」を育む福岡市の教育の継続的発展に寄与すると考えます。

これからの福岡市の教育は、制度や環境を整えることに加えて、「子どもがそれをどう感じるか」をより大切にしていくことが必要と考えます。そのためのキーワードは「つながり」です。居心地のよい学級で、「子ども同士」が関わり合いながら学ぶこと、「先生と子ども」が信頼関係を築くこと、そして「学校と地域・家庭」が一緒に子どもを支えること。この三つのつながりが深まることで、学校・地域・家庭はより安心できる場所になり、子どもたちは自信をもって成長していくことができると考えます。福岡市の教育には、すでにそのための土台が整っています。今後は、そのよさを活かしながら、一人ひとり

の子どもが「学ぶことが楽しい」と感じられる教育をさらに進めていくことが期待されます。福岡市が、子どもにとっても、そこで働く教員にとっても、学校を取り巻く地域・家庭の多くのみなさんにとっても、日本一「ウェルビーイング」を実感できる教育都市へと発展していくことを心から応援しております。

（参考資料）令和７年度　教育委員会会議付議案等一覧

（１）付議案件

提出日	件　　名
４月22日	・教職員の人事について ・教職員の人事について ・職員の人事について
５月19日	・第３次福岡市教育振興基本計画について ・令和８年度使用教科用図書採択方針案について ・附属機関委員の人事について
６月18日	・教職員の人事について ・教職員の人事について
６月25日	・附属機関委員の人事について ・附属機関委員の人事について ・附属機関委員の人事について
７月10日	・附属機関委員の人事について ・附属機関委員の人事について
７月24日	・教科用図書について ・教科用図書について ・教科用図書について ・附属機関委員の人事について ・附属機関委員の人事について ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて
８月８日	・令和６年度教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書について ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて
８月21日	・教科用図書について
９月12日	・福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正案 ・福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正案 ・福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案
10月３日	・通学区域の一部変更について ・令和７年度福岡市教育委員会表彰について
11月10日	・福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則案 ・福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案 ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて
11月26日	・福岡市立高等学校学則の一部を改正する規則案について ・福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案 ・福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案
12月８日	・附属機関委員の人事について
12月23日	・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・教職員の人事について

提出日	件　　名
１月23日	・福岡市立高等学校学則の一部を改正する規則案 ・福岡市総合図書館条例施行規則の一部を改正する規則案 ・福岡市立学校施設使用規則の一部を改正する規則案 ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・教職員の人事について
２月５日	・福岡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案 ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて
２月13日	・附属機関委員の人事について
３月16日	・福岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案 ・福岡市立空港周辺共同利用会館施行規則の一部を改正する規則案 ・福岡市教育委員会の標準的な職を定める規程の一部改正案 ・福岡市教育委員会職員記章規程の一部改正案 ・文化財の指定について ・福岡市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則案
３月26日	・特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案 ・福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿の取扱に関する規程の一部改正案 ・福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案 ・福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正案 ・福岡市教科用図書調査研究委員会規則の一部を改正する規則案 ・事務局等職員の人事について ・教職員の人事について ・教職員の人事について

（２）臨時代理報告及び協議・報告事項

提出日	件　　名
４月22日	・学校給食費無償化に係る福岡市学校給食条例関係規則の制定等について ・第３次福岡市教育振興基本計画の策定について
５月19日	・令和７年度福岡市立学校教職員人事異動について ・令和８年度福岡市立学校管理職候補者選考試験について
５月28日	・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について ・学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について ・交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について
６月25日	・第４次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画の策定について
７月10日	・いじめ重大事態調査報告書について ・公益財団法人福岡市学校給食公社の経営状況を説明する書類について
７月24日	・学校給食費無償化に合わせた支援について ・令和６年度教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書について
８月８日	・公益財団法人福岡市教育振興会について
８月21日	・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・福岡市総合図書館ビジョン（第２次）の素案について ・学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について ・学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
９月12日	・令和７年度全国学力・学習状況調査の結果について ・令和８年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験実施状況について
10月３日	・令和８年度に向けた市政取組方針について
10月30日	・令和７年度第１回文化財保護審議会について ・令和８年度福岡市立学校人事配置の考え方について
11月10日	・学校事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について ・福岡女子高校の新校名（案）について ・令和８年度教育委員会の予算要求の概要について ・令和８年度教育委員会の組織編成案等の概要について
11月26日	・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・議会の議決を経るべき議案に関することについて ・専門学科を有する市立高校の今後の方向性について ・高等専門学校の設置について ・学校体育館の空調使用料の徴収について ・学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について ・学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
12月８日	・学校における働き方改革について
12月23日	・「問題行動・不登校等に関する調査」の結果と取組みについて
１月23日	・福岡市総合図書館ビジョン（第２次）の素案について ・学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

提出日	件　　名
２月５日	・令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について ・第２次福岡市立学校における働き方改革推進プログラム（案）について
２月13日	・令和８年度　福岡市施設整備公社への建設依頼事業について ・議会の議決を経るべき議案に関することについて
３月16日	・令和７年度第２回文化財保護審議会について ・教職員の人事について
３月26日	・第２次福岡市立学校における働き方改革推進プログラムについて ・福岡市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則案

（参考資料）用語解説

１　Well-being（Ｐ２）

「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの」。「また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念」。

２　部活動指導員（Ｐ５）

部活動の技術的指導や大会への引率等を行う職員。

３　教頭マネジメント支援員（Ｐ５）

教職員の勤務管理事務や環境整備の支援など、教頭が行っていた業務の一部を負担する職員。

４　クラウド型校務支援システム（Ｐ５）

児童生徒の成績情報、出席情報、指導情報等の管理を行うシステム。従来は職員室でのみ利用可能だったが、クラウド型では、職員室以外でも利用可能となる。

５　全国学力・学習状況調査（Ｐ５）

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における子どもの学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として文部科学省が平成19年度から小学校６年生と中学校３年生を対象に実施している全国調査。

６　生活習慣・学習定着度調査（Ｐ６）

子どもたちの生活習慣や学習内容の定着状況を把握し、義務教育９年間を通して、子どもたちの実態に応じた指導の改善を図る目的で、平成22年から実施している本市独自の調査。

７　ふれあい学び舎事業（Ｐ８）

ICT 環境の整備を推進することで、多様な子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化された学びの実現を目指す国の構想。

８　GIGA スクール構想（P10）

児童の学習習慣の定着と学習意欲の向上を図り、学力向上に資するため、学校を中心とした地域ぐるみの取組みとして、全小学校において放課後に地域人材を活用した補充学習を実施する事業。

９　１人１台端末（P10）

GIGA スクール構想に基づき、児童生徒一人ひとりに配備されている端末。

10　AI ドリル（P10）

タブレット端末などで取り組むことができるドリルソフトであり、子どもの回答からAIが理解度を判定し、誤答の原因と推定される単元の問題を自動で出題したり、発展的な問題を自動で出題したりすることで、個々の習熟度に応じた学習を行うことができる。

11　アントレプレナーシップ教育（P11）

自分の将来に夢や希望を持ち、新しいことにチャレンジしていく意欲を育成する教育。

12　学びの多様化学校（P11）

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を行う学校。

13　ゲストティーチャー（GT）（P12）

学習内容をより豊かにし子どもにとって魅力ある授業とするために、学習内容とかかわりの深い人を学校に招いて、専門的な知識や技能を子どもたちに教える人。

14　ネイティブスピーカー（P12）

児童生徒が生きた英語に触れる機会を一層充実させるために、外国語（英語）の授業に携わる外国人英語指導講師。

15　情報リテラシー（P13）

情報に関する知識や、それを活用する能力。

16　学校司書（P17）

学校図書館の環境整備、図書資料の分類・整理、図書選定、読書案内などを行い、子どもの読書活動の活性化を図る職員。

17　学級集団アセスメント（P18）

よりよい学級づくりを進めるにあたって、事前に学級集団の状況や個々の子どもの実態などについて、心理テスト（Q-U アンケート）などにより客観的なデータを収集し、学級集団や子どもが抱える課題を適切に把握すること。

18　Q-U アンケート（P18）

学校生活における児童生徒個々の意欲や満足度及び学級集団の状態を質問紙によって測定するもの。

19　不登校児童生徒（P18）

長期欠席者（年間 30 日以上の欠席者）のうち「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくてもできない状況」にある児童生徒。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。

20　スクールカウンセラー（P18）

学校において、子どもの悩みを聞いたり教員・保護者への相談相手となったりして、心理学的見地から指導・助言・援助を行う職員。

21　スクールソーシャルワーカー（P18）

子どもを取り巻く環境（学校、地域社会、家庭等）と子どもの間に位置し、子どもたちが日々の生活の中で出会う様々な困難を、様々な環境に働きかけながら子どもの側に立って解決する職員。

22　教育支援員（P23）

クラスに入りづらい児童が落ち着いて自分にあったペースで学習・生活できるよう見守りを行う有償ボランティア。

23　スーパーバイザー（P24）

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのうち、経験の浅い者等に対して、指導・助言などを行うもの。

24　教育相談コーディネーター（P24）

校内の教員から選出し、長期欠席児童生徒への支援に関する業務に専念できるよう原則として担任や授業は持たず、校内教育支援教室の運営、校内サポート体制の構築、担任と連携した家庭との連絡や支援、小学校やその他の関係機関との連携等を行う教員。

25　チーム学校（P24）

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校。

26　教育支援センター（P26）

様々な理由により不登校の状況にある子どもたちに対し、体験活動や学習活動などの様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行う機関。

27　LD（P27）

学習障がい。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

28　ADHD（P27）

注意欠如多動性障がい。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

29　第３号研修（P28）

特定の児童生徒などに対して、特定の医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養）の実施が可能となる研修。介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等（教員を含む）による喀痰吸引等の実施が可能となった。

30　学校生活支援員（P28）

小・中学校において様々な配慮を必要とする児童生徒に対して、学校生活上の支援や学習活動上の支援、学習発表会等学校行事における介助等を行う職員。

31　スクール・サポート・スタッフ（P36）

教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフ。

32　スクールガード（P38）

学校や通学路等での巡回パトロールや危険箇所の監視など、子どもたちを見守る学校安全ボランティア。

33　学校サポーター会議（P42）

開かれた学校づくりを推進するとともに、学校教育の活性化を図るため、国の学校評議員制度（学校教育法施行規則第49条）の福岡市版として設置するもの。学校の教育活動や学校行事、子どもたちの生活の様子等について協議する。

34　コミュニティ・スクール（P42）

学校運営協議会制度を導入した学校のことで、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。学校運営協議会には、主な役割として、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」の３つがある。

35　学生サポーター制度（P43）

福岡市教育委員会と協定を結んだ大学から派遣される学生を、市立学校で受け入れ、教員の補助として、授業や学校行事など、様々な教育活動に参加してもらう制度。

36　学校運営協議会（P44）

保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するために設置され、学校運営に関する協議に加え、学校運営への必要な支援に関する協議も行うもの。